

株 主 各 位

大阪市福島区大開四丁目1番186号

(本社事務所 大阪市北区中之島二丁目2番7号)

レンゴー株式会社

代表取締役 大坪 清
会長兼社長

第148回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜りありがたく厚くお礼申し上げます。

さて、当社第148回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、以下のいずれかの方法によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討いただき、平成28年6月28日（火曜日）午後5時までに議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。

〔郵送による議決権の行使の場合〕

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、上記の行使期限までに到着するようご返送ください。

〔インターネット等による議決権の行使の場合〕

68頁に記載の「インターネット等により議決権を行使される場合のお手続きについて」をご確認のうえ、当社の指定する議決権行使サイト (<http://www.web54.net>) にアクセスしていただき、画面の案内に従って、上記の行使期限までに賛否をご入力ください。

敬 具

記

1. 日 時 平成28年6月29日（水曜日）午前10時

2. 場 所 大阪市北区中之島五丁目3番68号
リーガロイヤルホテル2階「山楽の間」

3. 目的事項

報告事項

1. 第148期（自 平成27年4月1日
至 平成28年3月31日）事業報告の内容、連結計算書類の内容
ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第148期（自 平成27年4月1日
至 平成28年3月31日）計算書類の内容報告の件

決議事項

第1号議案 取締役16名選任の件

第2号議案 監査役2名選任の件

第3号議案 当社株式の大規模買付行為に関する対応方針（買収防衛策）更新の件

4. 議決権の行使について

議決権行使書の郵送とインターネットの双方により重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使を有効とさせていただきます。

また、インターネットによって議決権を複数回行使された場合は、最後の議決権行使を有効とさせていただきます。

以 上

~~~~~  
当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

なお、事業報告、連結計算書類、計算書類および株主総会参考書類の内容について、株主総会前日までに修正すべき事項が生じた場合には、当社ホームページ（<http://www.rengo.co.jp/>）において掲載することにより、お知らせいたします。

(添付書類)

## 事業報告 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)

### 1. 企業集団の現況

#### (1) 事業の経過および成果

当連結会計年度のわが国経済は、雇用・所得環境の改善による底堅い個人消費と、好調な企業収益を背景とした設備投資の改善などにより、緩やかな回復基調を維持しました。

このような経済環境の中で、板紙業界におきましては、紙器用板紙の需要は減少しましたが、段ボール原紙の国内出荷が回復し、輸出も引き続き増加したことにより、生産量は前年を上回りました。

段ボール業界におきましては、食品向け需要が堅調であったことに加え、通販向けが伸びたことにより、生産量は前年を上回りました。

紙器業界におきましては、ギフト関連需要の縮小、軟包装など他素材へのシフトが続いていますが、堅調な食品向けに支えられ、生産量は前年並みとなりました。

軟包装業界におきましては、天候不順の影響により、飲料・青果物向けは低迷したものの、紙器からの転換需要などにより、生産量は前年を上回りました。

重包装業界におきましては、石油化学分野は回復しましたが、原子力発電所事故関連の除染用コンテナバッグの需要が減少したことにより、生産量は前年を下回りました。

以上のような状況の下で、レンゴグループは、「ゼネラル・パッケージング・インダストリー」＝GPIレンゴとして、製紙、段ボール、紙器、軟包装、重包装、海外の6つ（ヘキサゴン）のコア事業を中心に、あらゆる産業の全ての包装ニーズに総合力で応えるとともに、ヘキサゴン経営のさらなる発展に向け、パッケージングのイノベーションはもちろん、積極的な設備投資、M&A、事業の再編、営業力の強化等により、収益力向上と事業規模拡大に鋭意取り組んでまいりました。

“Less is more.”を事業活動の基本として、より少ない資源で大きな価値を生む革新的なパッケージの開発に継続的に取り組み、その象徴的製品である「レンゴ スマート・ディスプレイ・パッケージング (RSDP)」をはじめ、流通現場を効率化する製品を「リテールメイト」シリーズと位置づけ、新たな需要の開拓に努めました。また、資源の効率的な利用とエネルギーソースの多様化を図るため、金津工場（福井県あわら市）に蒸気タービン発電設備、八潮工場（埼玉県八潮市）に木質チップバイオマス発電設備、尼崎工場（兵庫県尼崎市）にガスタービン発電設備をそれぞれ新設しました。

昨年4月に、セツカートン株式会社（兵庫県伊丹市）が新東京工場（埼玉県川口市）の建設に着手し、5月には、レンゴロジスティクス株式会社（大阪市西淀川区）が24時間入出庫可能な八潮流通センター（埼玉県八潮市）を開設しました。また、10月には、軟包装事業の拡充を目指し、プラスチックフィルムの製造・販売会社であるサン・トックス株式会社（東京都港区）に資本参加したほか、本年3月には、朋和産

業株式会社（千葉県船橋市）干潟工場（千葉県旭市）において自動倉庫棟を増設しました。

海外におきましては、昨年4月に、ベトナムにおける合弁会社、ビナクラフトペーパー社が同国の旺盛な段ボール需要に対応するため、段ボール原紙生産設備の増設を決定し、現在建設を進めています。また、6月には、タイにおける合弁会社、TCフレキシブル・パッケージング社（TCFP社）が、ベトナムの有力軟包装メーカーであるティン・タイン・パッキング社（BATICO社）に出資したほか、本年3月には、TCFP社が出資するタイの軟包装メーカーであるプレパック・タイランド社が新工場を開設し、需要が伸長する東南アジア地域における軟包装事業の充実を図りました。

なお、製紙事業において、収益力強化を図るため、本年3月末をもって大阪製紙株式会社（大阪市西淀川区）が洋紙事業から撤退し白板紙事業に経営資源を集中する一方で、段ボール原紙生産体制の再構築に向けて、金津工場の抄紙機を中芯原紙に加えライナ原紙も併抄可能な設備へ改造するとともに、平成30（2018）年3月末をもって淀川工場（大阪市福島区）を閉鎖し、グループ内段ボール原紙生産拠点を5工場に集約することを決定しました。

この結果、当連結会計年度の売上高は532,534百万円（前期比1.9%増）、営業利益は15,727百万円（同182.5%増）、経常利益は16,633百万円（同133.0%増）、親会社株主に帰属する当期純利益は9,816百万円（同71.7%増）となりました。

なお、洋紙事業からの撤退に伴う損失見込み額は当連結会計年度の業績に反映しております。

当連結会計年度におけるセグメントの概況は、次のとおりであります。

### 【板紙・紙加工関連事業】

板紙・紙加工関連事業につきましては、原料価格の上昇はあったものの、製品価格の改定やエネルギー価格の低下等が寄与し、増収増益となりました。

この結果、当セグメントの売上高は367,335百万円（同2.4%増）、営業利益は8,406百万円（同160.7%増）となりました。

主要製品の生産量は、次のとおりであります。

（板紙製品）

板紙製品につきましては、段ボール原紙の供給体制を強化したことにより、2,245千t（同7.5%増）となりました。

（段ボール製品）

段ボール製品につきましては、段ボール3,665百万㎡（同0.7%増）、段ボール箱2,866百万㎡（同0.5%減）と前年並みとなりました。

### 【軟包装関連事業】

軟包装関連事業につきましては、コンビニエンスストア向けの需要増が寄与したことやコスト改善により、増収増益となりました。

この結果、当セグメントの売上高は63,872百万円（同3.6%増）、営業利益は4,249百万円（同102.0%増）となりました。

#### 【重包装関連事業】

重包装関連事業につきましては、売上高は前年並みとなりましたが、原料価格の低下もあり増益となりました。

この結果、当セグメントの売上高は40,814百万円（同0.5%増）、営業利益は1,739百万円（同180.0%増）となりました。

#### 【海外関連事業】

海外関連事業につきましては、中国における段ボール事業の販売量減少もあり減収となりましたが、軟包装事業が堅調に推移したこと等により営業黒字となりました。

この結果、当セグメントの売上高は26,338百万円（同5.9%減）、営業利益は352百万円となりました。

#### 【その他の事業】

その他の事業につきましては、不織布事業や運送事業の採算改善により、増収増益となりました。

この結果、当セグメントの売上高は34,172百万円（同1.6%増）、営業利益は781百万円（同665.7%増）となりました。

### 企業集団のセグメント別売上高

| 事業の種類別名称    | 売上高        | 構成比    |
|-------------|------------|--------|
| 板紙          | 54,921 百万円 | 10.3 % |
| 段ボール        | 39,910     | 7.5    |
| 段ボール箱       | 243,311    | 45.7   |
| その他         | 29,191     | 5.5    |
| 板紙・紙加工関連事業計 | 367,335    | 69.0   |
| 軟包装関連事業     | 63,872     | 12.0   |
| 重包装関連事業     | 40,814     | 7.7    |
| 海外関連事業      | 26,338     | 4.9    |
| その他の事業      | 34,172     | 6.4    |
| 合計          | 532,534    | 100.0  |

(参考) 当社の製品別売上高

| 製品名   | 売上高        | 構成比    |
|-------|------------|--------|
| 板紙    | 78,223 百万円 | 28.5 % |
| 段ボール  | 19,905     | 7.3    |
| 段ボール箱 | 151,586    | 55.2   |
| 軟包装   | 6,803      | 2.5    |
| その他   | 17,728     | 6.5    |
| 合計    | 274,247    | 100.0  |

当連結会計年度におけるその他の概況は、次のとおりであります。

〈CSR (企業の社会的責任 : Corporate Social Responsibility) 〉

レンゴーグループは、板紙・段ボール業界のリーディングカンパニーとして、コンプライアンスのさらなる徹底と企業価値の向上を図るため、CSR委員会の下に設置された5つの委員会（倫理・環境・安全衛生・CS（顧客満足）・広報）を中心に、全てのステークホルダーの皆様の信頼に応えられる企業集団を目指した活動を積極的に推進してまいりました。

(2) 設備投資の状況

当連結会計年度につきましては、板紙・紙加工関連事業を中心に総額29,656百万円の設備投資を実施いたしました。

(3) 資金調達の状況

当連結会計年度につきましては、借入金の返済資金等に充当するため、平成27年9月に国内無担保普通社債100億円を発行いたしました。

#### (4) 対処すべき課題

今後のわが国経済は、依然として不透明な国際情勢や、中国経済をはじめとする海外景気の下振れなどの懸念はあるものの、好調な米国経済や、原油をはじめとする低水準の資源価格に加え、政府・日本銀行の経済再生に向けた政策効果も期待できることから、景気は緩やかな回復基調を維持するものと思われまます。

こうした状況の中、レンゴグループは、平成31（2019）年の創業110周年を見据えた「Vision110」において、6つのコア事業それぞれが強固な収益基盤の確立に向けた高い目標を掲げ、より高度なパッケージングソリューションの創出とサプライチェーンの構築を通じ、世界一のゼネラル・パッケージング・インダストリーを目指してまいります。

持続可能であること、それは企業にとっても社会にとっても欠かせない大命題です。当社は、昨年、製紙、段ボール、紙器の全工場でF S C®森林認証を取得し、これからの製品づくりにおいて持続可能な森林資源の保全に努めてまいります。また、女性活躍の支援体制強化をはじめ、多様な人材が個々の能力を最大限に発揮できる働き方改革に積極的に取り組むとともに、それらと密接に関連する全要素生産性（TFP：Total Factor Productivity）の向上にも、引き続き取り組んでまいります。

事業活動を通じた社会的課題の解決（CSV：Creating Shared Value）を念頭に、今取り組むべきことを着実に実行し、より良い社会、持続可能な社会の実現にさらなる努力を続けてまいります。

株主の皆様におかれましては、一層のご理解とご支援を賜りますようお願い申し上げます。

#### (5) 財産および損益の状況

| 区               | 分          | 平成24年度<br>第145期 | 平成25年度<br>第146期 | 平成26年度<br>第147期 | 平成27年度<br>第148期 |
|-----------------|------------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|
| 生産高             | 板紙（千t）     | 2,234           | 2,255           | 2,089           | 2,245           |
|                 | 段ボール（百万㎡）  | 3,796           | 4,026           | 3,895           | 3,912           |
|                 | 段ボール箱（百万㎡） | 2,915           | 3,153           | 3,109           | 3,088           |
| 売上高             | （百万円）      | 502,625         | 523,141         | 522,671         | 532,534         |
| 経常利益            | （百万円）      | 24,236          | 15,354          | 7,139           | 16,633          |
| 親会社株主に帰属する当期純利益 | （百万円）      | 12,956          | 3,702           | 5,718           | 9,816           |
| 1株当たり当期純利益      | （円）        | 50.99           | 14.95           | 23.09           | 39.64           |
| 総資産             | （百万円）      | 572,591         | 629,054         | 655,674         | 644,690         |
| 純資産             | （百万円）      | 188,132         | 201,658         | 222,390         | 221,733         |
| 1株当たり純資産        | （円）        | 729.53          | 792.78          | 873.60          | 872.17          |

(注) 1. 上記の生産高には、海外における生産高が含まれております。

2. 「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号 平成25年9月13日）等を適用し、当連結会計年度より、「当期純利益」を「親会社株主に帰属する当期純利益」としております。

## (6) 重要な子会社の状況

| 会 社 名                   | 資 本 金     | 出 資 比 率 | 主 要 な 事 業 内 容      |
|-------------------------|-----------|---------|--------------------|
| 大和紙器株式会社                | 806百万円    | *100.0% | 段ボールおよび段ボール箱の製造・販売 |
| セツカートン株式会社              | 400       | 100.0   | 段ボールおよび段ボール箱の製造・販売 |
| 東海紙器株式会社                | 450       | 87.6    | 段ボールおよび段ボール箱の製造・販売 |
| 日之出紙器工業株式会社             | 81        | 99.7    | 段ボールおよび段ボール箱の製造・販売 |
| レンゴー・リバーウッド・パッケージング株式会社 | 310       | 50.0    | マルチパックの販売          |
| 丸三製紙株式会社                | 300       | 98.8    | 板紙の製造・販売           |
| レンゴーパーペーパービジネス株式会社      | 310       | 100.0   | 板紙の販売              |
| 朋和産業株式会社                | 500       | 100.0   | 軟包装製品の製造・販売        |
| 日本マタイ株式会社               | 7,292     | 100.0   | 重包装製品の製造・販売        |
| レンゴロジスティクス株式会社          | 280       | 100.0   | 運送事業および保険代理業       |
| 山陽自動車運送株式会社             | 80        | 80.1    | 運送事業               |
| 江蘇中金瑪泰医薬包装有限公司          | 120,000千元 | * 75.5  | 軟包装製品の製造・販売        |

(注) 1. \*印は子会社保有の株式を含んでおります。

2. 平成27年7月31日付で、東海紙器株式会社の株式を取得いたしました。これにより、東海紙器株式会社の出資比率は、87.6%（前期末84.1%）となりました。

3. 平成28年1月25日付で、山陽自動車運送株式会社の株式を取得いたしました。これにより、山陽自動車運送株式会社の出資比率は、80.1%（前期末80.0%）となりました。

## (7) 主要な事業内容（平成28年3月31日現在）

レンゴグループは、主として次の事業を行っております。

| 事業の種類別名称   | 事 業 内 容                                     |
|------------|---------------------------------------------|
| 板紙・紙加工関連事業 | 国内における板紙、段ボールおよび段ボール箱の製造・販売                 |
| 軟包装関連事業    | 国内における軟包装製品およびセロファン製の製造・販売                  |
| 重包装関連事業    | 国内における重包装製品の製造・販売                           |
| 海外関連事業     | 海外における板紙、段ボール、段ボール箱、軟包装製品、重包装製品および不織布の製造・販売 |
| その他の事業     | 国内における不織布および紙器機械の製造・販売、運送事業                 |



## (8) 主要な営業所および工場（平成28年3月31日現在）

### ① 当社

- 本 店 大阪市福島区大開四丁目1番186号
- 本社事務所 大阪市北区中之島二丁目2番7号
- 東京本社 東京都港区港南二丁目16番1号
- 段ボール工場 恵庭(北海道)、旭川(北海道)、青森(青森県)、新仙台(宮城県)  
福島矢吹(福島県)、小山(栃木県)、前橋(群馬県)、東京(埼玉県)  
千葉(千葉県)、湘南(神奈川県)、新潟(新潟県)、長野(長野県)  
清水(静岡県)、豊橋(愛知県)、新名古屋(愛知県)、福井(福井県)  
滋賀(滋賀県)、新京都(京都府)、三田(兵庫県)、和歌山(和歌山県)  
岡山(岡山県)、広島(広島県)、防府(山口県)、松山(愛媛県)  
鳥栖(佐賀県)
- 紙器工場 葛飾(東京都)、利根川(茨城県)、新京都(京都府)
- 製紙工場 利根川(茨城県)、八潮(埼玉県)、金津(福井県)、淀川(大阪府)  
尼崎(兵庫県)
- 加工工場 利根川(茨城県)
- セロファン工場 武生(福井県)
- 研究所 中央研究所(大阪府、福井県)

(注) 平成28年4月1日付で、利根川加工工場を利根川製紙工場加工部といたしました。

### ② 子会社

|                         |         |
|-------------------------|---------|
| 大和紙器株式会社                | 大阪府茨木市  |
| セツカートン株式会社              | 兵庫県伊丹市  |
| 東海紙器株式会社                | 名古屋市南区  |
| 日之出紙器工業株式会社             | 鹿児島県日置市 |
| レンゴー・リバーウッド・パッケージング株式会社 | 東京都港区   |
| 丸三製紙株式会社                | 福島県南相馬市 |
| レンゴーペーパービジネス株式会社        | 兵庫県尼崎市  |
| 朋和産業株式会社                | 千葉県船橋市  |
| 日本マタイ株式会社               | 東京都台東区  |
| レンゴーロジスティクス株式会社         | 大阪市西淀川区 |
| 山陽自動車運送株式会社             | 大阪府東大阪市 |
| 江蘇中金瑪泰医薬包装有限公司          | 中国江蘇省   |

## (9) 従業員の状況（平成28年3月31日現在）

### ①企業集団の従業員の状況

| 事業の種類別名称   | 従業員数   |
|------------|--------|
| 板紙・紙加工関連事業 | 6,657名 |
| 軟包装関連事業    | 1,330  |
| 重包装関連事業    | 641    |
| 海外関連事業     | 3,386  |
| その他の事業     | 1,985  |
| 合計         | 13,999 |

(注) 従業員数は就業人員であります。

### ②当社の従業員の状況

| 従業員数   | 前事業年度末比増減 | 平均年齢  | 平均勤続年数 |
|--------|-----------|-------|--------|
| 3,680名 | 39名減      | 39.4歳 | 14.4年  |

(注) 従業員数は就業人員であります。

## (10) 主要な借入先の状況（平成28年3月31日現在）

| 借入先           | 借入額       |
|---------------|-----------|
| 株式会社三井住友銀行    | 20,057百万円 |
| 農林中央金庫        | 15,668    |
| 株式会社みずほ銀行     | 10,918    |
| 住友生命保険相互会社    | 7,740     |
| 三井住友信託銀行株式会社  | 7,639     |
| 三菱UFJ信託銀行株式会社 | 5,878     |
| 株式会社日本政策投資銀行  | 5,552     |
| 株式会社常陽銀行      | 5,070     |
| 株式会社南都銀行      | 4,270     |

## (11) その他企業集団の現況に関する重要な事項

### (Tri-Wall Holdings Limitedの株式取得について)

当社は、国内外でのパッケージング事業拡大のため、平成28年5月13日付にて、Tri-Wall Holdings Limited（本社：英国領ケイマン諸島、以下、「トライウォール社」といいます。）の発行済株式総数の100%を総額2億2,175万USドル（約244億円）にて既存株主3名より取得する株式譲渡契約を締結いたしました。

なお、本取引は、中華人民共和国商務部の承認が得られること等を譲渡実行の条件としております。

トライウォール社は、アジア、ヨーロッパの各国で、重量物段ボールの世界的なブランドである「Tri-Wall Pak®」、「Bi-Wall Pak®」等の商標権を有しているTri-Wallグループの持株会社です。

今般、当社がトライウォール社を子会社化し、重量物段ボールの世界的ブランドであるTri-Wall製品を当社グループの製品ラインアップに加えることで、レンゴグループのコア事業のひとつである段ボール事業を強化し、より一層の業容拡大、業績向上につなげてまいります。

なお、本取引のための資金につきましては、自己資金および借入金で賄う予定です。

## 2. 会社の現況

### (1) 株式の状況（平成28年3月31日現在）

|           |              |
|-----------|--------------|
| ①発行可能株式総数 | 800,000,000株 |
| ②発行済株式の総数 | 271,056,029株 |
| ③株主数      | 15,123名      |
| ④大株主      |              |

| 株 主 名                      | 持 株 数    | 持 株 比 率 |
|----------------------------|----------|---------|
| 日 本 製 紙 株 式 会 社            | 13,197千株 | 5.3%    |
| 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）  | 9,568    | 3.9     |
| 株 式 会 社 三 井 住 友 銀 行        | 9,562    | 3.9     |
| 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口9） | 9,241    | 3.7     |
| 日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）    | 9,090    | 3.7     |
| 住 友 生 命 保 険 相 互 会 社        | 6,808    | 2.7     |
| BNYML - NON TREATY ACCOUNT | 6,748    | 2.7     |
| 三井住友海上火災保険株式会社             | 6,305    | 2.5     |
| 農 林 中 央 金 庫                | 5,965    | 2.4     |
| 住 友 商 事 株 式 会 社            | 5,264    | 2.1     |

(注) 1. 当社は自己株式（23,442,127株）を保有しておりますが、上記の大株主からは除外しております。  
2. 持株比率は自己株式を控除して計算しております。

#### ⑤その他株式に関する重要な事項

当社は、平成28年2月26日開催の取締役会の決議に基づき、平成28年10月1日を効力発生日として、単元株式数を1,000株から100株に変更することといたしました。

## (2) 会社役員 の 状況

### ① 取締役および監査役の状況 (平成28年3月31日現在)

|              |       |                                                           |
|--------------|-------|-----------------------------------------------------------|
| 代表取締役兼社長執行役員 | 大坪清   |                                                           |
| 代表取締役副社長執行役員 | 前田盛明  | (社長補佐兼コーポレートシステムCOO)                                      |
| 代表取締役副社長執行役員 | 長谷川一郎 | (ビジネスシステムCOO、兼大阪製紙(株)取締役会長兼レンゴーパーペーパービジネス(株)取締役会長)        |
| 取締役専務執行役員    | 若松操   | (製紙部門、研究・技術開発部門管掌)                                        |
| 取締役専務執行役員    | 馬場泰博  | (経営企画部、経理本部、監査部、審査部、関連事業部門管掌)                             |
| 取締役専務執行役員    | 三部廣美  | (コンプライアンス推進室、総務部、法務部、人事部管掌)                               |
| 取締役専務執行役員    | 石田重親  | (段ボール・紙器・軟包装部門管掌)                                         |
| 取締役常務執行役員    | 川本洋祐  | (社長室長兼東京総務部、広報部、情報システム部管掌)                                |
| 取締役常務執行役員    | 井上貞登士 | (段ボール・紙器・軟包装部門管掌補佐(営業担当)、兼レンゴール・リバーウッド・パッケージング(株)代表取締役社長) |
| 取締役執行役員      | 横田光政  | (段ボール・紙器・軟包装部門管理本部長兼生産本部長兼研究・技術開発部門品質保証室担当)               |
| 取締役執行役員      | 堀博史   | (関連事業部門海外本部長兼海外事業推進室長)                                    |
| 取締役執行役員      | 大迫享   | (関連事業部門関連事業本部長兼海外関連事業部長)                                  |
| 取締役執行役員      | 平野公一  | (製紙部門営業本部長)                                               |
| 取締役執行役員      | 細川武   | (段ボール・紙器・軟包装部門西部営業本部担当兼近畿事業部長兼管理部長)                       |
| 取締役執行役員      | 岡野幸男  | (経理本部長兼財務・IR部長)                                           |
| 取締役          | 中野健二郎 | (京阪神ビルディング(株)代表取締役社長)                                     |
| 常勤監査役        | 橋本研   |                                                           |
| 常勤監査役        | 西井弘明  |                                                           |
| 監査役          | 井上育穂  |                                                           |
| 監査役          | 横山進一  |                                                           |
| 監査役          | 石井淳蔵  |                                                           |

- (注) 1. 取締役 中野健二郎氏は、社外取締役であります。
2. 監査役 井上育穂、横山進一、石井淳蔵の各氏は、社外監査役であります。
3. 社外取締役 中野健二郎、社外監査役 井上育穂、横山進一、石井淳蔵の各氏は、株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員であります。
4. 平成27年6月26日 平野公一、細川武、岡野幸男の各氏は、新たに取締役に就任しました。  
橋本研氏は取締役を退任し、新たに監査役に就任しました。  
石井淳蔵氏は、新たに監査役に就任しました。  
小澤善孝氏は、取締役を退任しました。  
平山広美、糸田省吾の各氏は、監査役を退任しました。

(ご参考)

平成28年4月1日現在の会社役員および執行役員の状況は次のとおりであります。

|          |       |                                                      |
|----------|-------|------------------------------------------------------|
| 代表取締役社長  | 大坪清   |                                                      |
| 代表取締役副社長 | 前田盛明  | (社長補佐兼コーポレートシステムCOO)                                 |
| 代表取締役副社長 | 長谷川一郎 | (ビジネスシステムCOO、兼レンゴーペーパービジネス(株)取締役会長)                  |
| 取専務取締役   | 若松操   | (製紙部門、研究・技術開発部門管掌)                                   |
| 取専務取締役   | 馬場泰博  | (経営企画部、経財本部、監査部、審査部、関連事業部門管掌)                        |
| 取専務取締役   | 三部廣美  | (コンプライアンス推進室、総務部、法務部、人事部管掌)                          |
| 取専務取締役   | 石田重親  | (パッケージング部門管掌)                                        |
| 取常務取締役   | 川本洋祐  | (社長室長兼東京総務部、広報部、情報システム本部管掌)                          |
| 取常務取締役   | 井上貞登士 | (パッケージング部門管掌補佐(営業担当)、兼レンゴー・リバーウッド・パッケージング(株)代表取締役社長) |
| 取執行役員    | 横田光政  | (パッケージング部門管理本部長兼生産本部長兼研究・技術開発部門品質保証室担当)              |
| 取執行役員    | 堀博史   | (関連事業部門海外本部長兼海外事業推進室長)                               |
| 取執行役員    | 大迫享   | (関連事業部門関連事業本部長兼海外関連事業部長)                             |
| 取執行役員    | 平野公一  | (製紙部門営業本部長)                                          |
| 取執行役員    | 細川武   | (パッケージング部門西部営業本部担当兼近畿事業部長兼管理部長)                      |
| 取執行役員    | 岡野幸男  | (経財本部長兼財務・IR部長)                                      |
| 取常勤監査役   | 中野健二郎 | (京阪神ビルディング(株)代表取締役社長)                                |
| 取常勤監査役   | 橋本研   |                                                      |
| 取常勤監査役   | 西井弘明  |                                                      |
| 取監査役     | 井上育穂  |                                                      |
| 取監査役     | 横山進一  |                                                      |
| 取監査役     | 石井淳蔵  |                                                      |
| 取専務執行役員  | 西村修   | (製紙部門八潮工場長兼利根川事業所長)                                  |
| 取常務執行役員  | 科野隆三  | (製紙部門生産本部担当兼研究・技術開発部門製紙技術開発本部長)                      |
| 取常務執行役員  | 海老原洋  | (製紙部門金津工場、武生工場担当)                                    |
| 取執行役員    | 伊藤健一  | (研究・技術開発部門中央研究所長)                                    |
| 取執行役員    | 窪田尚広  | (パッケージング部門SP営業本部長)                                   |
| 取執行役員    | 樋脇裕治  | (レンゴー・リバーウッド・パッケージング(株)取締役副社長)                       |
| 取執行役員    | 中嶋雅史  | (パッケージング部門中国・四国・九州事業部長兼管理部長)                         |
| 取執行役員    | 塩見太朗  | (パッケージング部門関東事業部長兼管理部長)                               |

|      |        |                                       |
|------|--------|---------------------------------------|
| 執行役員 | 香川 義弘  | (コーポレートシステムＣＯＯ付)                      |
| 執行役員 | 本松 裕次  | (パッケージング部門東部第一・第三・第四営業本部長兼東部第二営業本部担当) |
| 執行役員 | 森塚 伸   | (資材部門資材部長兼施設購買部担当)                    |
| 執行役員 | 木野田 博之 | (製紙部門営業本部副本部長兼板紙営業第一部長)               |
| 執行役員 | 藤原 諭   | (パッケージング部門中部事業部長兼管理部長)                |
| 執行役員 | 尾崎 光典  | (パッケージング部門西部営業本部長)                    |

## ②取締役および監査役の報酬等の額

| 区 分        | 支給人員       | 支給額            |
|------------|------------|----------------|
| 取(うち社)外取締役 | 18名<br>(1) | 664百万円<br>(16) |
| 監(うち社)外監査役 | 7<br>(4)   | 107<br>(41)    |
| 合 計        | 25         | 771            |

- (注) 1. 取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与および賞与等は含まれておりません。
2. 取締役の報酬等の限度額は、平成19年6月28日開催の第139回定時株主総会において年額950百万円以内(うち社外取締役20百万円以内)と決議いただいております。
3. 監査役の報酬等の限度額は、平成19年6月28日開催の第139回定時株主総会において年額150百万円以内(うち社外監査役50百万円以内)と決議いただいております。
4. 上記の報酬等の額には、平成27年6月26日開催の第147回定時株主総会の終結の時をもって退任した取締役2名、監査役2名に支給した報酬等が含まれております。
5. 上記の報酬等の額には、役員賞与支給予定総額42百万円(期末時の取締役15名(社外取締役を除く)に対して40百万円、監査役2名(社外監査役を除く)に対して2百万円)が含まれております。

## ③社外役員に関する事項

### (1) 取締役 中野 健二郎

#### ア. 重要な兼職先と当社との関係

同氏は、京阪神ビルディング㈱代表取締役社長を務めております。同社と当社との間には重要な取引等の特別な関係はありません。

#### イ. 主要取引先等特定関係事業者との関係

該当事項はありません。

#### ウ. 当事業年度における主な活動状況

当事業年度に開催された取締役会9回のうち9回に出席し、必要に応じ、業務執行を行う経営陣から独立した視点から発言を行っております。

#### エ. 責任限定契約の内容の概要

当社との間で、会社法第423条第1項の賠償責任を法令に定める限度まで限定する責任限定契約を締結しております。

(2) 監査役 井上 育穂

ア. 重要な兼職先と当社との関係  
該当事項はありません。

イ. 主要取引先等特定関係事業者との関係  
該当事項はありません。

ウ. 当事業年度における主な活動状況

当事業年度に開催された取締役会 9 回のうち 9 回に、また、監査役会 10 回のうち 10 回に出席し、必要に応じ、取締役会の意思決定の適正性を確保するための発言等を行っております。

エ. 責任限定契約の内容の概要

当社との間で、会社法第 423 条第 1 項の賠償責任を法令に定める限度まで限定する責任限定契約を締結しております。

(3) 監査役 横山 進一

ア. 重要な兼職先と当社との関係  
該当事項はありません。

イ. 主要取引先等特定関係事業者との関係  
該当事項はありません。

ウ. 当事業年度における主な活動状況

当事業年度に開催された取締役会 9 回のうち 9 回に、また、監査役会 10 回のうち 10 回に出席し、必要に応じ、取締役会の意思決定の適正性を確保するための発言等を行っております。

エ. 責任限定契約の内容の概要

当社との間で、会社法第 423 条第 1 項の賠償責任を法令に定める限度まで限定する責任限定契約を締結しております。

(4) 監査役 石井 淳蔵

ア. 重要な兼職先と当社との関係  
該当事項はありません。

イ. 主要取引先等特定関係事業者との関係  
該当事項はありません。

ウ. 当事業年度における主な活動状況

就任後に開催された取締役会 8 回のうち 7 回に、また、監査役会 8 回のうち 7 回に出席し、必要に応じ、取締役会の意思決定の適正性を確保するための発言等を行っております。

エ. 責任限定契約の内容の概要

当社との間で、会社法第 423 条第 1 項の賠償責任を法令に定める限度まで限定する責任限定契約を締結しております。



### (3) 会計監査人の状況

①名称 有限責任 あずさ監査法人

#### ②当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

|                                         | 金 額    |
|-----------------------------------------|--------|
| 1. 公認会計士法第2条第1項の業務の対価として当社が支払うべき報酬等の額   | 121百万円 |
| 2. 公認会計士法第2条第1項の業務以外の対価として当社が支払うべき報酬等の額 | 1      |
| 1. および2. の合計額                           | 122    |

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬を区分しておらず、実質的にも区分できないため、1. の金額にはこれらの合計額を含めております。

2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況および報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意しております。

|                                  | 金 額    |
|----------------------------------|--------|
| 当社および当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 | 202百万円 |

(注) 当社の重要な子会社のうち丸三製紙株式会社は、当社の会計監査人以外の公認会計士の計算関係書類の監査を受けております。

#### ③当社に対する会計監査人の対価を伴う非監査業務の内容

当社は、会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務（非監査業務）である社債発行に伴うコンフォートレター作成業務に関して委託を行い、その対価を支払っております。

#### ④会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当すると判断した場合には、監査役全員の同意により、会計監査人を解任します。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任した旨およびその理由を解任後最初に招集される株主総会に報告します。

また、監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障があると認められるなど、会計監査人の変更が必要である場合には、会計監査人の解任または不再任に関する議案を決定し、取締役会は、当該決定に基づき、会計監査人の解任または不再任に関する議案を株主総会に提出します。

## (4) 業務の適正を確保するための体制および当該体制の運用状況

### 業務の適正を確保するための体制についての決議内容

当社は、取締役会において上記体制につき、次のとおり決議しております。

1. 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制について
  - ①取締役の職務の執行に係る次の文書は、関連資料とともに10年間保存する。取締役および監査役は、随時、これらの文書を閲覧できるものとする。
    - (1) 株主総会議事録
    - (2) 取締役会議事録
    - (3) 経営幹部会資料
    - (4) 計算書類
    - (5) その他取締役会が決定する文書
  - ②前項に掲げる文書の保存部門、保存および管理の方法等は、社内規程に定める。
2. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制について
  - ①経営品質の向上と将来のリスクの低減あるいは回避などを目的に、平成17年1月に代表取締役社長を委員長とするCSR委員会を設置した。  
コンプライアンス、環境、災害、品質、情報等に係るリスク管理については、各担当部門およびCSR委員会の下部組織である倫理、環境、安全衛生、CS（顧客満足）、広報の5つの委員会が協力して、社内規程の制定、マニュアルの作成等を行うとともに、全社状況の監視を行うものとする。
  - ②取締役会は、前項の取組み状況について、各部門を管掌または担当する取締役および各委員会の委員長から報告を受けるとともに、必要に応じて改善策等を審議、決定する。
3. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制について
  - ①取締役会以外に、原則として、毎月1回以上、経営幹部会、社内役員会（常勤の役員が出席）、部門連絡会等を開催し、迅速な意思決定と重要な情報の共有化により、効率的な職務の執行を行う。
  - ②取締役会において、執行役員を選任し、効率的な職務の執行を行う。
4. 取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制について
  - ①役員、従業員は、「高い倫理観を持ち法令遵守を徹底し、常に誠実に行動すること」などを定めた経営理念に基づき、法令、定款および社会規範を遵守した行動をとる。
  - ②CSR委員会の下部組織である各委員会は、それぞれ組織横断的なコンプライアンス体制の整備および問題点の把握に努めるとともに、関係部門を通じてその対策を具体化し実践する。また、倫理委員会は、関係部門と協力して、役員および

- 従業員に対して、コンプライアンスに関する研修等を適宜行う。
- ③法令違反、不正行為の防止ならびに早期発見のため、業務遂行上の職制ルートとは別に、従業員が直接情報提供を行うための手段として内部通報制度（名称：企業倫理ヘルプライン）の、さらなる充実と従業員への周知を図る。
  - ④取締役、監査役、内部監査を担当する部門は、コンプライアンス上の問題を発見したときは、速やかに関係部門に通知し、再発の防止を図る。
5. 当社および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制について
- ①当社のグループ会社の、業務の適正を確保するための体制の整備を推進する担当部門は、関連事業担当部門とする。
  - ②グループ経営会議において、経営上の重要事項およびリスク管理の徹底を図るとともに、関係部門が協力して、グループ会社の役員および従業員に対して、コンプライアンスに関する研修や情報の提供を適宜実施する。
  - ③当社のグループ会社の取締役等は、意思決定、その他職務権限に関する基準に基づき、効率的な職務の執行を行う。
  - ④当社監査役による、グループ会社の取締役の職務執行の監査を実施する。
  - ⑤業務の適正を確保するため、当社の社内規程に基づいて、グループ会社における一定の事項は、当社の承認を求め、または報告を行うよう関連事業担当部門を通じて義務づける。
6. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項、当該使用人の取締役からの独立性に関する事項および当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項について
- ①監査役会の下に、監査役室を置き、必要な人員を配置する。
  - ②監査役室所属の従業員は専任とし、監査役会および監査役の指揮命令の下で職務を遂行する。
  - ③監査役室所属の従業員の人事考課、人事異動を行う場合は、人事部長は事前に監査役会に意見を求めるものとする。
7. 取締役および使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制ならびに報告をした者が不利な取扱いを受けないことを確保するための体制について
- ①常勤の監査役のうち1名は、取締役会への付議事項、職務執行に関する重要事項、重要稟議事項等についての協議、決議を行う経営幹部会に出席する。
  - ②取締役は、法令に違反する事実や会社に重大な損害を与える事実を発見したとき、その他経営上重要な事実があるときは、取締役会、監査役会、経営幹部会ならびに社内役員会に報告する。
  - ③取締役および従業員は、監査役から職務の執行に関する事項の報告を求められたときは、速やかに報告しなければならない。

- ④当社のグループ会社の役員および従業員は、法令に違反する事実や会社に重大な損害を与える事実を発見したとき、その他経営上重要な事実があるときは、適時、適切な方法により監査役に報告する。
  - ⑤監査役に報告をした者に対して、当該報告をしたことを理由とする不利益な取扱いを行うことを禁止する。
8. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制および監査役の職務の執行について生ずる費用等の処理に係る方針に関する事項について
- ①監査役は、実効的な監査を遂行するため、代表取締役社長と定期的な意見交換会を実施する。
  - ②内部監査を担当する部門は、会計監査人および監査役会と、相互に監査計画の調整、監査結果の報告等を行う。
  - ③監査役がその職務の執行について生ずる費用の前払いまたは償還等の請求をしたときは、当該監査役の職務の執行に必要でない認められた場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理する。
9. 反社会的勢力排除に向けた体制について
- 反社会的勢力排除のため、情報を当社グループ内で共有するとともに、地域社会と協力し、警察等の外部専門機関との緊密な連携のもと、毅然とした対応を行う。

#### 業務の適正を確保するための体制の運用状況

当社の業務の適正を確保するための体制の運用状況は、次のとおりであります。

株主総会議事録、取締役会議事録および計算書類等について、法令の定めにより保存期間を定め適切に保存しています。

損失の危険の管理については、各担当部門およびCSR委員会の下部組織である倫理、環境、安全衛生、CS（顧客満足）、広報の5つの委員会が協力して、全社状況の監視を行っています。また、取締役会は、上記の取組み状況について報告を受けています。

取締役会以外に、毎月1回以上、経営幹部会、社内役員会、部門連絡会等を開催し、迅速な意思決定と重要な情報の共有化を図るとともに、取締役会において、執行役員を選任し、効率的な職務の執行を行っています。

役員および従業員に対して、継続的にコンプライアンスに関する研修等を実施するとともに、法令違反、不正行為の防止ならびに早期発見のため、従業員が直接情報提供を行うための手段として内部通報制度のさらなる充実と従業員への周知を図っています。また、取締役、監査役、内部監査を担当する部門は、コンプライアンス上の問題を発見したときは、速やかに関係部門に通知し、再発の防止を図っています。

グループ経営会議において、経営上の重要事項およびリスク管理の徹底を図るとともに、グループ会社の役員および従業員に対して、コンプライアンスに関する研修や情報の提供を適宜実施しています。また、当社監査役によるグループ会社の取締役の

職務執行の監査を実施しています。さらに、業務の適正を確保するため、グループ会社における一定の事項は、当社の承認を求め、または報告を行うよう義務づけています。

監査役会の下に、監査役室を置き、専任の従業員を配置し、当該従業員は監査役会および監査役の指揮命令の下で職務を遂行しています。

常勤の監査役のうち1名は、取締役会への付議事項、職務執行に関する重要事項等についての協議、決議を行う経営幹部会に出席しています。当社ならびにグループ会社の役員および従業員は、監査役から職務の執行に関する事項の報告を求められたときは、速やかに報告しています。なお、監査役に報告をした者に対して、当該報告をしたことを理由とする不利な取扱いを行うことを禁止しています。

監査役は、実効的な監査を遂行するため、代表取締役社長と定期的な意見交換会を実施しています。また、内部監査を担当する部門は、会計監査人および監査役会と、相互に監査計画の調整、監査結果の報告等を行っています。なお、監査役がその職務の執行について生ずる費用の請求をしたときは、速やかに当該費用を処理しています。

反社会的勢力排除のため、情報を当社グループ内で共有するとともに、地域社会と協力し、警察等の外部専門機関との緊密な連携のもと、毅然とした対応を行っています。

## (5) 会社の支配に関する基本方針

### 1. 当社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針の内容の概要

当社取締役会は、大規模買付行為を受け入れるか否かの判断は、最終的には当社株主の皆様の判断に委ねられるべきものであると考えております。しかしながら、大規模買付行為の中には、その目的等から企業価値ひいては株主共同の利益に対して明白な侵害をもたらすもの、株主の皆様に株式の売却を事実上強要するおそれがあるもの、対象会社の取締役会や株主が大規模買付行為の内容等を検討し、代替案を提案するための十分な時間や情報を提供しないもの、大規模買付者の提示した条件よりも有利な条件を引き出すために大規模買付者との交渉を必要とするもの等、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資さないものも少なくありません。また、当社の経営の特質を考慮すると、大規模買付行為が当社ならびに当社のステークホルダーに与える影響や大規模買付者の経営方針や事業計画等によっては、当社の企業価値ひいては株主共同の利益が損なわれる可能性も否定できません。

したがって、当社は、このような当社の企業価値・株主共同の利益に資さない大規模買付行為を行う者は、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者として不適切であると考えております。

## 2. 基本方針に関する取組みの具体的な内容の概要

### ①当社の財産の有効な活用、適切な企業集団の形成その他の基本方針の実現に資する特別な取組み

当社は、以下のような取組みを通じて、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を向上させることが、多様な投資家の皆様からの当社への投資につながり、結果的に、基本方針の実現に資するものと考え、実施しております。

- ・製紙事業については、競争力強化のための事業分野の選択と集中を図り、生産体制の再構築を進めるとともに、生産性の向上、省資源・省エネルギー等に資する設備投資を実施しております。
- ・段ボール、紙器、軟包装事業については、個装から内装、外装にいたるパッケージの一体的な営業推進による受注拡大を目指し、段ボール、紙器、軟包装の連携を強化しております。また、グループ全体での営業力の強化、生産体制の再構築を進めるため、各地域事業部を中心にグループ会社との連携を強化し、地域ごとのニーズを的確に把握し迅速に対応しております。さらに、効率的な工場運営に加え、企画・デザイン等による営業支援体制の拡充により、品質とサービスを一層向上させ、より付加価値の高いパッケージづくりを追求することで競争力を高めております。
- ・重包装事業については、他の事業分野との連携をさらに進め、お客様の多様なニーズに的確に応えるとともに、より一層の生産性の向上、コスト競争力の強化を図っております。
- ・海外事業については、長年にわたって培ってきたトップレベルの包装技術を活かし、お客様の包装ニーズに応えるとともに、進出地域の包装文化と経済発展にも貢献しております。
- ・レンゴグループは、「ゼネラル・パッケージング・インダストリー」=G P I レンゴとして、製紙、段ボール、紙器、軟包装、重包装、海外の6つのコア事業を中心に、より広範な領域でパッケージングに関する総合力を高め、開発・提案型の営業推進による受注拡大、コスト競争力向上、財務体質強化に取り組んでおります。
- ・“Less is more.”をパッケージづくりのコンセプトとして掲げ、製品と生産プロセスの両面でより少ない資源・エネルギー化を徹底し環境負荷の低減を図るとともに、より高品質で付加価値が高く、社会のさまざまな課題の解決に資するパッケージの開発を推進しております。

### ②基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

当社は、基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止し、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に反する大規模買付行為を抑止するとともに、大規模買付行為が行われる際に、当社取締役会が株主の皆様へ代替案を提案したり、あるいは株主の皆様にかかる大規模買付行



為に応じるべきか否かを判断するために必要な情報や時間を確保すること、株主の皆様のために交渉を行うこと等を可能にすることを目的として、当社株式の大規模買付行為に関する対応方針（以下、「本対応方針」といいます。）に基づき大規模買付行為に関するルール（以下、「大規模買付ルール」といいます。）を定めております。

大規模買付ルールとは、グループとしての議決権割合が20%以上となるような大規模買付行為を行おうとする者が事前に当社取締役会に対して必要かつ十分な情報を提供し、それに基づき当社取締役会が大規模買付行為について評価・検討を行うための期間を設け、かかる期間が経過した後に限り大規模買付行為が開始される、というものです。

大規模買付者には、大規模買付行為に先立ち、当社取締役会に対し、株主の皆様の判断および当社取締役会の評価・検討のために必要かつ十分な情報を提供していただきます。当社取締役会は、適宜外部専門家等の助言を得ながら、かかる情報を評価・検討し、当社取締役会としての意見を取りまとめ、開示します（株主の皆様へ代替案を提示することもあります。）。

大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しない場合であり、かつ、対抗措置をとることが相当であると認められる場合には、当社取締役会は、新株予約権の無償割当て等、会社法その他の法令および当社定款が当社取締役会の権限として認める措置（以下、「対抗措置」といいます。）等を取り、大規模買付行為に対抗する場合があります。

一方、大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合には、当社取締役会は、原則として、当該大規模買付行為に対する対抗措置はとりません。ただし、当該大規模買付行為が、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすおそれがある場合であり、かつ、対抗措置をとることが相当であると認められる場合等で大規模買付ルール所定の要件を充足する場合には、当社取締役会は、差別的条件付新株予約権の無償割当てを含む対抗措置をとることがあります。

当社は、本対応方針において、大規模買付行為が発動事由に該当するか否か、および大規模買付行為に対し一定の対抗措置をとるか否か等についての当社取締役会の判断の合理性および公正性を担保するため、当社取締役会から独立した組織として、独立委員会を設置しております。当社取締役会は、対抗措置の発動に先立ち、独立委員会に対して対抗措置の発動の是非について諮問し、独立委員会からの勧告を受けたうえ、当該勧告を最大限尊重して、対抗措置を発動するか否かを最終的に判断します。また、当社取締役会は、本対応方針所定の場合には、株主総会を招集し、対抗措置の発動その他当該大規模買付行為に関する株主の皆様意思を確認することができるものとします。

本対応方針の有効期間は3年間です。

### 3. 取組みに対する当社取締役会の判断およびその理由

#### ① 2. ①の取組みについて

2. ①の取組みは、いずれも、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を向上させるための取組みであるため、これらの施策により、多様な投資家の皆様が当社へ投資することが期待できるという意味で、多様な株主の皆様のさまざまな意見の反映という当社の基本方針に沿うものであります。また、これらの施策は、当社の会社役員の地位の維持とは関係がありません。

## ②2. ②の取組みについて

本対応方針は、以下のような点から、基本方針に沿い、株主共同の利益を害するものではなく、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないものといえます。

- ・本対応方針は、経済産業省および法務省が平成17年5月27日に公表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則（企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、事前開示・株主意思の原則、必要性・相当性の原則）を充足しています。
- ・本対応方針は、株主の皆様が大規模買付行為の是非を判断するために十分な期間・情報を確保し、もって当社企業価値ひいては株主共同の利益を毀損する買付けが行われることを防止すること等を内容とするものであるため、基本方針に沿うものであります。
- ・本対応方針においては、当社経営陣から独立した社外者により構成された独立委員会が設置されており、大規模買付者に対する対抗措置の発動を取締役会が判断するにあたっては、独立委員会の勧告を最大限尊重することとしておりますので、当社取締役会による恣意的な判断を排除するための仕組みが備わっているものであります。
- ・本対応方針においては、当社の取締役の任期は1年であるところ、当社定時株主総会における当社取締役の選任議案において各取締役候補者の本対応方針に関する賛否を記載することとされております。また、本対応方針の有効期間は3年間とされております。さらに、本対応方針においては、一定の場合には、株主総会を招集し、対抗措置の発動等に関する株主の皆様の意思を確認することができるものとされております。以上のような点から、本対応方針は、株主の皆様の意思を重視するものであるといえます。

## (6) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、業績の動向、財務状況、今後の事業展開等を総合的かつ長期的に勘案して、継続的かつ安定的に配当を行うことを基本方針としております。また、企業価値の向上、持続的な成長への基盤の整備を行うことを目的として、利益の一部を留保し、競争力強化のための設備投資や新たな成長が期待できる分野におけるR&DおよびM&Aを含めたニューインベストメント資金として有効に活用してまいります。



# 連 結 貸 借 対 照 表

(平成28年 3月31日現在)

| 科 目             | 金 額                               | 科 目                | 金 額                               |
|-----------------|-----------------------------------|--------------------|-----------------------------------|
| <b>(資産の部)</b>   | <b>644,690</b> <small>百万円</small> | <b>(負債の部)</b>      | <b>422,956</b> <small>百万円</small> |
| <b>流動資産</b>     | <b>214,497</b>                    | <b>流動負債</b>        | <b>251,299</b>                    |
| 現金及び預金          | 21,405                            | 支払手形及び買掛金          | 86,356                            |
| 受取手形及び売掛金       | 148,708                           | 短期借入金              | 113,785                           |
| 商品及び製品          | 18,476                            | 1年内償還予定の社債         | 5,000                             |
| 仕掛品             | 2,307                             | 未払費用               | 19,584                            |
| 原材料及び貯蔵品        | 15,251                            | 未払法人税等             | 4,928                             |
| 繰延税金資産          | 3,388                             | 役員賞与引当金            | 158                               |
| その他             | 5,535                             | その他                | 21,485                            |
| 貸倒引当金           | △575                              | <b>固定負債</b>        | <b>171,657</b>                    |
| <b>固定資産</b>     | <b>430,192</b>                    | 社債                 | 35,000                            |
| <b>有形固定資産</b>   | <b>293,282</b>                    | 長期借入金              | 103,398                           |
| 建物及び構築物         | 78,938                            | 繰延税金負債             | 12,304                            |
| 機械装置及び運搬具       | 94,857                            | 役員退職慰労引当金          | 886                               |
| 土地              | 106,274                           | 退職給付に係る負債          | 12,105                            |
| 建設仮勘定           | 5,042                             | その他                | 7,961                             |
| その他             | 8,171                             | <b>(純資産の部)</b>     | <b>221,733</b>                    |
| <b>無形固定資産</b>   | <b>8,919</b>                      | <b>株主資本</b>        | <b>184,288</b>                    |
| のれん             | 2,564                             | 資本金                | 31,066                            |
| その他             | 6,354                             | 資本剰余金              | 34,051                            |
| <b>投資その他の資産</b> | <b>127,990</b>                    | 利益剰余金              | 131,095                           |
| 投資有価証券          | 107,591                           | 自己株式               | △11,925                           |
| 長期貸付金           | 3,108                             | <b>その他の包括利益累計額</b> | <b>31,674</b>                     |
| 退職給付に係る資産       | 1,568                             | その他有価証券評価差額金       | 20,556                            |
| 繰延税金資産          | 583                               | 繰延ヘッジ損益            | △8                                |
| その他             | 16,467                            | 為替換算調整勘定           | 10,437                            |
| 貸倒引当金           | △1,329                            | 退職給付に係る調整累計額       | 689                               |
| <b>資産合計</b>     | <b>644,690</b>                    | <b>非支配株主持分</b>     | <b>5,771</b>                      |
|                 |                                   | <b>負債純資産合計</b>     | <b>644,690</b>                    |

## 連 結 損 益 計 算 書

(自 平成27年 4月 1日)  
(至 平成28年 3月 31日)

| 科 目                           | 金 額           |
|-------------------------------|---------------|
| 売 上 高 価                       | 532,534百万円    |
| 売 上 原 価                       | 445,245       |
| <b>売 上 総 利 益</b>              | <b>87,288</b> |
| 販 売 費 及 び 一 般 管 理 費           | 71,560        |
| <b>営 業 利 益</b>                | <b>15,727</b> |
| 営 業 外 収 益                     |               |
| 受 取 利 息 及 び 配 当 金             | 1,898         |
| 受 取 賃 貸 料                     | 543           |
| 負 の の れ ん 償 却 額               | 51            |
| 持 分 法 に よ る 投 資 利 益           | 1,319         |
| そ の 他                         | 1,576         |
| 営 業 外 費 用                     |               |
| 支 払 利 息                       | 1,773         |
| 出 向 者 給 与                     | 801           |
| そ の 他                         | 1,908         |
| <b>経 常 利 益</b>                | <b>16,633</b> |
| 特 別 利 益                       |               |
| 補 助 金 収 入                     | 11,811        |
| そ の 他                         | 1,831         |
| 特 別 損 失                       |               |
| 特 定 資 産 圧 縮 損                 | 11,110        |
| 事 業 撤 退 損                     | 1,295         |
| そ の 他                         | 1,602         |
| <b>税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益</b>  | <b>16,268</b> |
| 法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税       | 6,761         |
| 法 人 税 等 調 整 額                 | △632          |
| <b>当 期 純 利 益</b>              | <b>10,138</b> |
| 非 支 配 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益 | 322           |
| 親 会 社 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益 | 9,816         |

# 連結株主資本等変動計算書

(自 平成27年4月1日)  
(至 平成28年3月31日)

(単位：百万円)

|                         | 株 主 資 本 |           |           |         |             |
|-------------------------|---------|-----------|-----------|---------|-------------|
|                         | 資 本 金   | 資 本 剰 余 金 | 利 益 剰 余 金 | 自 己 株 式 | 株 主 資 本 合 計 |
| 当 期 首 残 高               | 31,066  | 33,997    | 124,269   | △11,903 | 177,430     |
| 当 期 変 動 額               |         |           |           |         |             |
| 剰 余 金 の 配 当             |         |           | △2,971    |         | △2,971      |
| 親会社株主に帰属する<br>当期純利益     |         |           | 9,816     |         | 9,816       |
| 自己株式の取得                 |         |           |           | △23     | △23         |
| 自己株式の処分                 |         | △0        |           | 0       | 0           |
| そ の 他                   |         | 53        | △17       |         | 35          |
| 株主資本以外の項目の<br>当期変動額(純額) |         |           |           |         |             |
| 当 期 変 動 額 合 計           | －       | 53        | 6,826     | △22     | 6,857       |
| 当 期 末 残 高               | 31,066  | 34,051    | 131,095   | △11,925 | 184,288     |

|                         | そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 |             |              |                  |                   | 非 支 配<br>株 主 持 分 | 純 資 産<br>合 計 |
|-------------------------|-----------------------|-------------|--------------|------------------|-------------------|------------------|--------------|
|                         | その他有価証券<br>評価差額金      | 繰延ヘッジ<br>損益 | 為替換算<br>調整勘定 | 退職給付に係<br>る調整累計額 | その他の包括<br>利益累計額合計 |                  |              |
| 当 期 首 残 高               | 23,238                | △0          | 13,461       | 2,224            | 38,923            | 6,037            | 222,390      |
| 当 期 変 動 額               |                       |             |              |                  |                   |                  |              |
| 剰 余 金 の 配 当             |                       |             |              |                  |                   |                  | △2,971       |
| 親会社株主に帰属する<br>当期純利益     |                       |             |              |                  |                   |                  | 9,816        |
| 自己株式の取得                 |                       |             |              |                  |                   |                  | △23          |
| 自己株式の処分                 |                       |             |              |                  |                   |                  | 0            |
| そ の 他                   |                       |             |              |                  |                   |                  | 35           |
| 株主資本以外の項目の<br>当期変動額(純額) | △2,681                | △7          | △3,023       | △1,535           | △7,248            | △265             | △7,514       |
| 当 期 変 動 額 合 計           | △2,681                | △7          | △3,023       | △1,535           | △7,248            | △265             | △656         |
| 当 期 末 残 高               | 20,556                | △8          | 10,437       | 689              | 31,674            | 5,771            | 221,733      |

## 連結注記表

### 1. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

#### (1) 連結の範囲に関する事項

##### ①連結子会社の数 51社

主要な連結子会社の名称 大和紙器(株)、セツカートン(株)、東海紙器(株)、日之出紙器工業(株)、レンゴー・リバーウッド・パッケージング(株)、丸三製紙(株)、レンゴーペーパービジネス(株)、朋和産業(株)、日本マタイ(株)、レンゴージャスティクス(株)、山陽自動車運送(株)、江蘇中金瑪泰医薬包装有限公司

※斉藤紙器(株)については、平成27年4月1日付でセツカートン(株)に吸収合併されたため、当連結会計年度より連結の範囲から除外しております。

※中央ダンボール(株)については、平成27年4月1日付で共栄ダンボール(株)に吸収合併されたため、当連結会計年度より連結の範囲から除外しております。

※森下(株)については、平成27年4月1日付で日本マタイ(株)に吸収合併されたため、当連結会計年度より連結の範囲から除外しております。

##### ②主要な非連結子会社の名称 富士包装紙器(株)

(連結の範囲から除いた理由)

非連結子会社はいずれも小規模であり、合計の総資産、売上高、当期純損益(持分に見合う額)および利益剰余金(持分に見合う額)等は、いずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないため、連結の範囲から除外しております。

#### (2) 持分法の適用に関する事項

##### ①持分法を適用した関連会社の数 9社

主要な会社等の名称 鴻興印刷集団有限公司、タイ・コンテナーズ・グループ社、ピナクラフトペーパー社

※TCフレキシブル・パッケージング社については、重要性が増したため、当連結会計年度より持分法適用の範囲に含めております。

※サン・トックス(株)については、新たに株式を取得したため、当連結会計年度より持分法適用の範囲に含めております。

※中山聯興造紙有限公司については、平成27年3月18日付で中山聯合鴻興造紙有限公司に吸収合併されたため、当連結会計年度より持分法適用の範囲から除外しております。

##### ②持分法を適用しない非連結子会社および関連会社のうち主要な会社の名称

富士包装紙器(株)(非連結子会社)、(株)ミヤザワ(関連会社)

(持分法を適用しない理由)

持分法を適用しない非連結子会社および関連会社は、当期純損益(持分に見合う額)および利益剰余金(持分に見合う額)等からみて、持分法の対象から除いても連結計算書類に及ぼす影響が軽微であり、かつ全体としても重要性がないため、持分法の適用から除外しております。

#### (3) 連結子会社の事業年度に関する事項

連結子会社のうち、大連聯合包装製品有限公司他13社の決算日は12月31日であります。連結計算書類の作成にあたっては同日現在の財務諸表を使用し、連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

#### (4) 会計方針に関する事項

##### ①重要な資産の評価基準および評価方法

イ. 有価証券

|                         |                                                                                                                                                                  |
|-------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 満期保有目的の債券               | 償却原価法（定額法）                                                                                                                                                       |
| その他有価証券 時価のあるもの         | 決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は主として移動平均法により算定）                                                                                                        |
| 時価のないもの                 | 主として移動平均法による原価法                                                                                                                                                  |
| ロ. 棚卸資産                 |                                                                                                                                                                  |
| 原材料                     | 主として移動平均法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）                                                                                                                               |
| その他の棚卸資産                | 主として総平均法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）                                                                                                                                |
| ハ. デリバティブ               | 時価法                                                                                                                                                              |
| ②重要な減価償却資産の減価償却方法       |                                                                                                                                                                  |
| イ. 有形固定資産<br>（リース資産を除く） | 定率法（一部の連結子会社では定額法）<br>なお、平成10年4月1日以降取得した建物（建物附属設備を除く）については、定額法によっております。<br>耐用年数については、主として法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。                                              |
| ロ. 無形固定資産<br>（リース資産を除く） | 定額法<br>償却年数については、主として法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。                                                              |
| ハ. リース資産                | 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産については、リース期間を耐用年数とし、残存簿価を零（残価保証の取決めがある場合は残価保証額）とする定額法によっております。なお、平成20年3月31日以前に契約を行った所有権移転外ファイナンス・リース取引については、引き続き通常の賃貸借処理に準じた方法によっております。 |
| ③重要な繰延資産の処理方法           |                                                                                                                                                                  |
| 社債発行費                   | 社債発行費は支出時に全額費用処理しております。                                                                                                                                          |
| ④重要な引当金の計上基準            |                                                                                                                                                                  |
| イ. 貸倒引当金                | 債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込み額を計上しております。                                                                              |
| ロ. 役員賞与引当金              | 役員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込み額に基づき当連結会計年度に見合う分を計上しております。                                                                                                           |
| ハ. 役員退職慰労引当金            | 一部の国内連結子会社については、役員の退職慰労金に充てるため、役員退職慰労金規程に基づく期末要支給額を計上しております。                                                                                                     |
| ニ. 投資損失引当金              | 関係会社に対する投資に係る損失に備えるため、財政状況等を勘案して、会社所定の基準により損失見込み額を計上しております。なお、同引当金は、連結貸借対照表上、投資有価証券から100百万円直接控除しております。                                                           |
| ⑤その他連結計算書類作成のための重要な事項   |                                                                                                                                                                  |
| イ. 重要なヘッジ会計の方法          |                                                                                                                                                                  |

- (イ)ヘッジ会計の方法 金利スワップについては、特例処理の要件を満たしておりますので、特例処理を採用しております。  
また、通貨スワップについては、振当処理の要件を満たしておりますので、振当処理を採用しております。
- (ロ)ヘッジ手段とヘッジ対象 (ヘッジ手段) (ヘッジ対象)  
金利スワップ 借入金の利息  
通貨スワップ 借入金
- (ハ)ヘッジ方針 借入金の金利変動リスクおよび為替相場変動リスクを回避する目的で、金利スワップ取引または通貨スワップ取引を行っております。

- (ニ)ヘッジ有効性評価の方法 金利スワップの特例処理および通貨スワップの振当処理の要件を満たしておりますので、決算日における有効性の評価を省略しております。

#### ロ. 退職給付に係る会計処理

従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務および年金資産の見込み額に基づき、当連結会計年度末において発生していると認められる額を退職給付に係る資産および退職給付に係る負債に計上しております。  
退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

教理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（主として13年）による定額法により翌連結会計年度から費用処理しております。

過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により、費用減額処理しております。

未認識教理計算上の差異および未認識過去勤務費用については、税効果を調整のうえ、純資産の部におけるその他の包括利益累計額の退職給付に係る調整累計額に計上しております。税抜き方式によっております。

#### ハ. 消費税等の会計処理

#### (5) のれんの償却に関する事項

のれんは、効果の発現が見込まれる期間で均等償却しております。ただし、その効果の発現が将来にわたって見込まれない場合は一時償却しております。

平成22年3月31日以前に発生した負ののれんについては、引き続き均等償却しております。

## 2. 会計方針の変更に関する注記

### (企業結合に関する会計基準等の適用)

「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号 平成25年9月13日。以下「企業結合会計基準」という。）、「連結財務諸表に関する会計基準」（企業会計基準第22号 平成25年9月13日。以下「連結会計基準」という。）、および「事業分離等に関する会計基準」（企業会計基準第7号 平成25年9月13日。以下「事業分離等会計基準」という。）等を当連結会計年度から適用し、支配が継続している場合の子会社に対する当社の持分変動による差額を資本剰余金として計上するとともに、取得関連費用を発生した連結会計年度の費用として計上する方法に変更いたしました。また、当連結会計年度の期首以後実施される企業結合については、暫定的な会計処理の確定による取得原価の配分額の見直しを企業結合日の属する連結会計年度の連結財務諸表に反映させる方法に変更いたします。加えて、当期純利益

等の表示の変更および少数株主持分から非支配株主持分への表示の変更を行っております。  
 企業結合会計基準等の適用については、企業結合会計基準第58－2項（4）、連結会計基準第44－5項（4）および事業分離等会計基準第57－4項（4）に定める経過的な取扱いに従っており、当連結会計年度の期首時点から将来にわたって適用しております。  
 これに伴う連結財務諸表に与える影響額は軽微であります。

### 3. 表示方法の変更に関する注記

(連結損益計算書関係)

前連結会計年度において、営業外収益の「その他」に含めて表示していた「受取賃貸料」は、重要性が増したため、当連結会計年度では区分掲記しております。なお、前連結会計年度の営業外収益の「その他」に含まれる「受取賃貸料」は、546百万円であります。

前連結会計年度において、営業外収益に区分掲記していた「為替差益」は、重要性が乏しくなったため、当連結会計年度では営業外収益の「その他」に含めて表示しております。なお、当連結会計年度の営業外収益の「その他」に含まれる「為替差益」は、69百万円であります。

前連結会計年度において、特別利益の「その他」に含めて表示していた「補助金収入」は、重要性が増したため、当連結会計年度では区分掲記しております。なお、前連結会計年度の特別利益の「その他」に含まれる「補助金収入」は、431百万円であります。

前連結会計年度において、特別利益に区分掲記していた「固定資産売却益」は、重要性が乏しくなったため、当連結会計年度では特別利益の「その他」に含めて表示しております。なお、当連結会計年度の特別利益の「その他」に含まれる「固定資産売却益」は、47百万円であります。

### 4. 連結貸借対照表に関する注記

#### (1) 担保資産および担保付債務

##### ①担保に供している資産

|           |           |
|-----------|-----------|
| 建物及び構築物   | 16,331百万円 |
| 機械装置及び運搬具 | 21,421百万円 |
| 土地        | 38,283百万円 |
| 投資有価証券    | 1,526百万円  |
| その他       | 361百万円    |
| 合計        | 77,924百万円 |

##### ②担保付債務

|           |           |
|-----------|-----------|
| 支払手形及び買掛金 | 314百万円    |
| 短期借入金     | 6,961百万円  |
| 長期借入金     | 3,507百万円  |
| その他       | 921百万円    |
| 合計        | 11,705百万円 |

(2) 有形固定資産の減価償却累計額 495,318百万円

#### (3) 圧縮記帳額

##### ①国庫補助金等の受入に伴い、固定資産の取得価額から控除している圧縮記帳累計額

|           |          |
|-----------|----------|
| 建物及び構築物   | 4,457百万円 |
| 機械装置及び運搬具 | 9,937百万円 |
| 土地        | 1百万円     |
| その他       | 51百万円    |

②当連結会計年度において、国庫補助金の受入、租税特別措置法の適用等に伴い、固定資産の取得価額から控除している圧縮記帳額

|           |          |
|-----------|----------|
| 建物及び構築物   | 3,918百万円 |
| 機械装置及び運搬具 | 7,159百万円 |
| 土地        | 1百万円     |
| その他       | 30百万円    |

(4) 偶発債務

①受取手形割引高および受取手形裏書譲渡高

|           |       |
|-----------|-------|
| 受取手形割引高   | 20百万円 |
| 受取手形裏書譲渡高 | 92百万円 |

②下記の会社の銀行借入金等につき債務保証を行っております。

|             |       |
|-------------|-------|
| 津山段ボール㈱     | 22百万円 |
| 新日本海トラック㈱   | 18百万円 |
| マタイ東北㈱      | 6百万円  |
| パルテック（アジア）社 | 1百万円  |
| 合計          | 48百万円 |

③従業員の住宅建設資金の借入金4百万円につき、三井住友信託銀行㈱に債務保証を行っております。

5. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の種類および総数に関する事項

|      |              |
|------|--------------|
| 普通株式 | 271,056,029株 |
|------|--------------|

(2) 配当に関する事項

①配当金支払額

| 決議                 | 株式の種類 | 配当金の総額<br>(百万円) | 1株当たり<br>配当額(円) | 基準日        | 効力発生日      |
|--------------------|-------|-----------------|-----------------|------------|------------|
| 平成27年5月14日<br>取締役会 | 普通株式  | 1,485           | 6.00            | 平成27年3月31日 | 平成27年6月29日 |
| 平成27年11月5日<br>取締役会 | 普通株式  | 1,485           | 6.00            | 平成27年9月30日 | 平成27年12月4日 |

②基準日が当連結会計年度に属する配当のうち配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

| 決議予定               | 株式の種類 | 配当の原資 | 配当金の総額<br>(百万円) | 1株当たり<br>配当額(円) | 基準日        | 効力発生日      |
|--------------------|-------|-------|-----------------|-----------------|------------|------------|
| 平成28年5月13日<br>取締役会 | 普通株式  | 利益剰余金 | 1,485           | 6.00            | 平成28年3月31日 | 平成28年6月30日 |

6. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、資金運用については安全性が高い短期的な預金等に限定し、資金調達については銀行借入および社債発行により行っております。

営業債権である受取手形および売掛金に係る顧客の信用リスクは、与信限度額を設定しリスク軽減を図っております。営業債務である支払手形および買掛金は、1年以内の支払期日となっております。これら営業債権債務の一部については、外貨建取引に基づくものがあり、為替変動リスクを回避するため、先物為替予約取引を利用することがあります。また、投資有価証券は主として業務上の関係を



有する企業の株式であり、上場株式については四半期ごとに時価の把握を行っております。

借入金および社債の使途は、運転資金および設備資金であり、一部の長期借入金の金利変動リスクまたは為替相場変動リスクに対して金利スワップ取引または通貨スワップ取引を実施して金利の固定化を図り、また借入金の円貨を確定させております。

デリバティブ取引については、社内規程に基づき実需の範囲内で行うこととしております。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

平成28年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額については、次のとおりであります。

|                     | 連結貸借対照表計上額(*1)<br>(百万円) | 時価(*1)<br>(百万円) | 差額<br>(百万円) |
|---------------------|-------------------------|-----------------|-------------|
| ①現金及び預金             | 21,405                  | 21,405          | —           |
| ②受取手形及び売掛金          | 148,708                 | 148,708         | —           |
| ③投資有価証券             |                         |                 |             |
| その他有価証券             | 74,531                  | 74,531          | —           |
| 関連会社株式              | 13,157                  | 4,692           | △8,464      |
| ④支払手形及び買掛金          | (86,356)                | (86,356)        | —           |
| ⑤短期借入金              | (113,785)               | (113,943)       | 158         |
| (1年内返済予定の長期借入金を含む)  |                         |                 |             |
| ⑥1年内償還予定の社債         | (5,000)                 | (5,006)         | 6           |
| ⑦社債                 | (35,000)                | (35,402)        | 402         |
| ⑧長期借入金              | (103,398)               | (105,198)       | 1,799       |
| ⑨デリバティブ取引(*2)       |                         |                 |             |
| イ. ヘッジ会計が適用されていないもの | —                       | —               | —           |
| ロ. ヘッジ会計が適用されているもの  | (8)                     | (8)             | —           |

(\*1)負債に計上されているものについては、( )で示しております。

(\*2)デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しております。

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法ならびに有価証券およびデリバティブ取引に関する事項

①現金及び預金、ならびに②受取手形及び売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

③投資有価証券

これらの時価について、市場価格のある株式は取引所の価格によっております。

④支払手形及び買掛金、ならびに⑤短期借入金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。なお、短期借入金に含まれる1年内返済予定の長期借入金は、⑧長期借入金の時価算定方法と同一の方法によっております。

⑥1年内償還予定の社債、ならびに⑦社債

当社の発行する社債の時価は、市場価格のあるものは市場価格に基づき、市場価格のないものは、元利金の合計額を、当該社債の残存期間および信用リスクを加味した利率で割り引いた現在価値により算定しております。

#### ⑧長期借入金

長期借入金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映し、また、当社の信用状態は実行後大きく異なっていないことから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額によっております。固定金利によるものは、一定の期間ごとに区分した当該長期借入金の元利金の合計額(\*)を、返済期日までの期間および信用リスクを加味した利率で割り引いた現在価値により算定しております。

(\*)金利スワップの特例処理または通貨スワップの振当処理の対象とされた長期借入金(下記⑨参照)については、当該金利スワップまたは通貨スワップと一体として処理された元利金の合計額。

#### ⑨デリバティブ取引

イ、ヘッジ会計が適用されていないもの  
該当するものではありません。

ロ、ヘッジ会計が適用されているもの  
為替予約の時価は、取引先金融機関から提示された価格に基づき算定しております。また、金利スワップの特例処理または通貨スワップの振当処理によるものは、ヘッジ対象とされている長期借入金と一体として処理されているため、その時価は、当該長期借入金の時価に含めて記載しております(上記⑧参照)。

(注) 2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

| 区 分                           | 連結貸借対照表計上額<br>(百万円) |
|-------------------------------|---------------------|
| (1) その他有価証券                   |                     |
| ① 非上場株式                       | 3,211               |
| ② 特別の法律により設立された法人の発行する非上場出資証券 | 999                 |
| ③ その他                         | 168                 |
| 計                             | 4,379               |
| (2) 子会社株式及び関連会社株式             | 15,522              |

これらについては、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積ること等ができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「③投資有価証券」には含めておりません。

#### 7. 賃貸等不動産に関する注記

賃貸等不動産については、その総額に重要性が乏しいため、注記を省略しております。

#### 8. 1株当たり情報に関する注記

- |                |         |
|----------------|---------|
| (1) 1株当たり純資産額  | 872円17銭 |
| (2) 1株当たり当期純利益 | 39円64銭  |

#### 9. その他の注記

- 連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書および連結注記表の記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。
- 法人税等の税率の変更による繰延税金資産および繰延税金負債の金額の修正  
「所得税法等の一部を改正する法律」(平成28年法律第15号)および「地方税法等の一部を改正する等の法律」(平成28年法律第13号)が平成28年3月29日に国会で成立したことに伴い、当連結会計年

度の繰延税金資産および繰延税金負債の計算(ただし、平成28年4月1日以降解消されるものに限る)に使用した法定実効税率は、前連結会計年度の32.1%から、回収または支払が見込まれる期間が平成28年4月1日から平成30年3月31日までのものは30.7%、平成30年4月1日以降のものについては30.4%にそれぞれ変更されております。

その結果、繰延税金負債の金額(繰延税金資産の金額を控除した金額)が424百万円減少、法人税等調整額が10百万円減少、その他有価証券評価差額金が387百万円増加、退職給付に係る調整累計額が27百万円増加しております。

# 貸借対照表

(平成28年3月31日現在)

| 科 目             | 金 額                               | 科 目             | 金 額                               |
|-----------------|-----------------------------------|-----------------|-----------------------------------|
| <b>(資産の部)</b>   | <b>420,451</b> <small>百万円</small> | <b>(負債の部)</b>   | <b>290,486</b> <small>百万円</small> |
| <b>流動資産</b>     | <b>117,308</b>                    | <b>流動負債</b>     | <b>156,585</b>                    |
| 現金及び預金          | 6,452                             | 買掛金             | 44,500                            |
| 受取手形            | 7,295                             | 短期借入金           | 54,740                            |
| 売掛金             | 70,864                            | 1年内返済予定の長期借入金   | 26,171                            |
| 商品及び製品          | 8,480                             | 1年内償還予定の社債      | 5,000                             |
| 仕掛品             | 154                               | リース債務           | 593                               |
| 原材料及び貯蔵品        | 7,097                             | 未払金             | 22                                |
| 前払費用            | 192                               | 設備関係未払金         | 5,457                             |
| 繰延税金資産          | 1,527                             | 未払費用            | 13,107                            |
| その他             | 15,305                            | 未払法人税等          | 671                               |
| 貸倒引当金           | △62                               | 預り金             | 5,371                             |
|                 |                                   | 役員賞与引当金         | 42                                |
|                 |                                   | その他             | 907                               |
| <b>固定資産</b>     | <b>303,143</b>                    | <b>固定負債</b>     | <b>133,900</b>                    |
| <b>有形固定資産</b>   | <b>149,128</b>                    | 社債              | 35,000                            |
| 建物              | 31,812                            | 長期借入金           | 82,340                            |
| 構築物             | 2,737                             | リース債務           | 1,010                             |
| 機械装置            | 48,309                            | 資産除去債務          | 191                               |
| 車両運搬具           | 91                                | 退職給付引当金         | 8,114                             |
| 工具器具備品          | 2,170                             | 繰延税金負債          | 6,079                             |
| 土地              | 61,012                            | その他             | 1,164                             |
| リース資産           | 1,403                             |                 |                                   |
| 建設仮勘定           | 1,591                             | <b>(純資産の部)</b>  | <b>129,965</b>                    |
| <b>無形固定資産</b>   | <b>2,434</b>                      | <b>株主資本</b>     | <b>113,611</b>                    |
| 借地権             | 384                               | 資本金             | 31,066                            |
| ソフトウェア          | 1,848                             | 資本剰余金           | 33,997                            |
| リース資産           | 122                               | 資本準備金           | 33,997                            |
| その他             | 79                                | その他資本剰余金        | 0                                 |
| <b>投資その他の資産</b> | <b>151,579</b>                    | <b>利益剰余金</b>    | <b>60,472</b>                     |
| 投資有価証券          | 65,655                            | 利益準備金           | 3,506                             |
| 関係会社株式          | 58,481                            | その他利益剰余金        | 56,966                            |
| 出資金             | 46                                | 特別償却準備金         | 162                               |
| 関係会社出資金         | 20,821                            | 固定資産圧縮積立金       | 5,118                             |
| 長期貸付金           | 0                                 | 別途積立金           | 47,444                            |
| 関係会社長期貸付金       | 4,730                             | 繰越利益剰余金         | 4,240                             |
| 破産更生債権等         | 52                                | <b>自己株式</b>     | <b>△11,925</b>                    |
| 長期前払費用          | 1,189                             |                 |                                   |
| その他             | 1,836                             | <b>評価・換算差額等</b> | <b>16,354</b>                     |
| 貸倒引当金           | △1,234                            | その他有価証券評価差額金    | 16,354                            |
| <b>資産合計</b>     | <b>420,451</b>                    | <b>負債純資産合計</b>  | <b>420,451</b>                    |

# 損 益 計 算 書

(自 平成27年 4月 1日)  
(至 平成28年 3月 31日)

| 科 目                     | 金     | 額                      |
|-------------------------|-------|------------------------|
| 売 上 高                   | 百万円   | 274,247 <sup>百万円</sup> |
| 売 上 原 価                 |       | 229,715                |
| <b>売 上 総 利 益</b>        |       | <b>44,532</b>          |
| 販 売 費 及 び 一 般 管 理 費     |       | 41,798                 |
| <b>営 業 利 益</b>          |       | <b>2,734</b>           |
| 営 業 外 収 益               |       |                        |
| 受 取 利 息 及 び 配 当 金       | 2,797 |                        |
| 受 取 賃 貸 料               | 854   |                        |
| そ の 他                   | 967   | 4,619                  |
| 営 業 外 費 用               |       |                        |
| 支 払 利 息                 | 1,294 |                        |
| 出 向 者 給 与               | 607   |                        |
| そ の 他                   | 1,919 | 3,821                  |
| <b>経 常 利 益</b>          |       | <b>3,532</b>           |
| 特 別 利 益                 |       |                        |
| 補 助 金 収 入               | 1,693 |                        |
| 投 資 有 価 証 券 売 却 益       | 1,057 |                        |
| そ の 他                   | 4     | 2,755                  |
| 特 別 損 失                 |       |                        |
| 固 定 資 産 圧 縮 損           | 1,660 |                        |
| 関 係 会 社 出 資 金 評 価 損     | 728   |                        |
| 固 定 資 産 除 売 却 損         | 536   |                        |
| そ の 他                   | 135   | 3,060                  |
| <b>税 引 前 当 期 純 利 益</b>  |       | <b>3,227</b>           |
| 法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税 |       | 1,236                  |
| 法 人 税 等 調 整 額           |       | △136                   |
| <b>当 期 純 利 益</b>        |       | <b>2,127</b>           |

# 株主資本等変動計算書

(自 平成27年4月1日)  
(至 平成28年3月31日)

(単位：百万円)

|                         | 株 主 資 本 |           |                |              |             |               |       |  |
|-------------------------|---------|-----------|----------------|--------------|-------------|---------------|-------|--|
|                         | 資 本 金   | 資 本 剰 余 金 |                |              | 利 益 剰 余 金   |               |       |  |
|                         |         | 資本準備金     | そ の 他<br>資本剰余金 | 資本剰余金<br>合 計 | 利益準備金       | その他利益剰余金      |       |  |
|                         |         |           |                |              | 特別償却<br>準備金 | 固定資産<br>圧縮積立金 |       |  |
| 当 期 首 残 高               | 31,066  | 33,997    | 0              | 33,997       | 3,506       | 278           | 5,336 |  |
| 当 期 変 動 額               |         |           |                |              |             |               |       |  |
| 特別償却準備金の取崩              |         |           |                |              |             | △118          |       |  |
| 税率変更に伴う特別償却準備金の増加       |         |           |                |              |             | 3             |       |  |
| 固定資産圧縮積立金の取崩            |         |           |                |              |             |               | △340  |  |
| 税率変更に伴う固定資産圧縮積立金の増加     |         |           |                |              |             |               | 122   |  |
| 別 途 積 立 金 の 取 崩         |         |           |                |              |             |               |       |  |
| 剰 余 金 の 配 当             |         |           |                |              |             |               |       |  |
| 当 期 純 利 益               |         |           |                |              |             |               |       |  |
| 自 己 株 式 の 取 得           |         |           |                |              |             |               |       |  |
| 自 己 株 式 の 処 分           |         |           | △0             | △0           |             |               |       |  |
| 株主資本以外の項目の<br>当期変動額(純額) |         |           |                |              |             |               |       |  |
| 当 期 変 動 額 合 計           | —       | —         | △0             | △0           | —           | △115          | △218  |  |
| 当 期 末 残 高               | 31,066  | 33,997    | 0              | 33,997       | 3,506       | 162           | 5,118 |  |

|                         | 株主資本      |                  |              |         |                |                               | 評価・換算<br>差額等 | 純 資 産 計 |
|-------------------------|-----------|------------------|--------------|---------|----------------|-------------------------------|--------------|---------|
|                         | 利 益 剰 余 金 |                  |              | 自己株式    | 株 主 資 本<br>合 計 | そ の 他<br>有 価 証 券<br>評 価 差 額 金 |              |         |
|                         | その他利益剰余金  |                  | 利益剰余金<br>合 計 |         |                |                               |              |         |
|                         | 別途積立金     | 繰 越 利 益<br>剰 余 金 |              |         |                |                               |              |         |
| 当 期 首 残 高               | 49,444    | 2,751            | 61,317       | △11,903 | 114,478        | 18,799                        | 133,278      |         |
| 当 期 変 動 額               |           |                  |              |         |                |                               |              |         |
| 特別償却準備金の取崩              |           | 118              | —            |         | —              |                               | —            |         |
| 税率変更に伴う特別償却準備金の増加       |           | △3               | —            |         | —              |                               | —            |         |
| 固定資産圧縮積立金の取崩            |           | 340              | —            |         | —              |                               | —            |         |
| 税率変更に伴う固定資産圧縮積立金の増加     |           | △122             | —            |         | —              |                               | —            |         |
| 別 途 積 立 金 の 取 崩         | △2,000    | 2,000            | —            |         | —              |                               | —            |         |
| 剰 余 金 の 配 当             |           | △2,971           | △2,971       |         | △2,971         |                               | △2,971       |         |
| 当 期 純 利 益               |           | 2,127            | 2,127        |         | 2,127          |                               | 2,127        |         |
| 自 己 株 式 の 取 得           |           |                  |              | △23     | △23            |                               | △23          |         |
| 自 己 株 式 の 処 分           |           |                  |              | 0       | 0              |                               | 0            |         |
| 株主資本以外の項目の<br>当期変動額(純額) |           |                  |              |         |                | △2,445                        | △2,445       |         |
| 当 期 変 動 額 合 計           | △2,000    | 1,488            | △844         | △22     | △867           | △2,445                        | △3,313       |         |
| 当 期 末 残 高               | 47,444    | 4,240            | 60,472       | △11,925 | 113,611        | 16,354                        | 129,965      |         |

## 個別注記表

### 1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

- |                                                                                       |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         |
|---------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| (1) 有価証券の評価基準および評価方法<br>満期保有目的の債券<br>子会社株式および関連会社株式<br>その他有価証券 時価のあるもの<br><br>時価のないもの | 償却原価法（定額法）<br>移動平均法による原価法<br>決算日の市場価格等に基づく時価法<br>（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）<br>移動平均法による原価法                                                                                                                                                                                                                                                                   |
| (2) 棚卸資産の評価基準および評価方法<br>原材料<br><br>その他の棚卸資産                                           | 移動平均法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）<br>総平均法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）                                                                                                                                                                                                                                                                                                         |
| (3) 固定資産の減価償却の方法<br>①有形固定資産<br>（リース資産を除く）<br><br>②無形固定資産<br>（リース資産を除く）<br><br>③リース資産  | 定率法<br>なお、平成10年4月1日以降取得した建物（建物附属設備を除く）については、定額法によっております。耐用年数については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。<br>定額法<br>償却年数については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。<br>なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。<br>所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産については、リース期間を耐用年数とし、残存簿価を零（残価保証の取決めがある場合は残価保証額）とする定額法によっております。なお、平成20年3月31日以前に契約を行った所有権移転外ファイナンス・リース取引については、引き続き通常の賃貸借処理に準じた方法によっております。 |
| (4) 繰延資産の処理方法<br>社債発行費                                                                | 社債発行費は支出時に全額費用処理しております。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |
| (5) 引当金の計上基準<br>①貸倒引当金<br><br>②役員賞与引当金                                                | 債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込み額を計上しております。<br>役員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込み額に基づき当事業年度に見合う分を計上しております。                                                                                                                                                                                                                             |

### ③退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務および年金資産の見込み額に基づき、当事業年度末において発生していると認められる額を計上しております。

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。また、数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（13年）による定額法により翌事業年度から費用処理しております。

## (6) その他計算書類作成のための重要な事項

### ①ヘッジ会計の方法

イ. ヘッジ会計の方法

金利スワップについては、特例処理の要件を満たしておりますので、特例処理を採用しております。

また、通貨スワップについては、振当処理の要件を満たしておりますので、振当処理を採用しております。

ロ. ヘッジ手段とヘッジ対象

(ヘッジ手段) (ヘッジ対象)

金利スワップ 借入金の利息

通貨スワップ 借入金

ハ. ヘッジ方針

借入金の金利変動リスクおよび為替相場変動リスクを回避する目的で、金利スワップ取引または通貨スワップ取引を行っております。

ニ. ヘッジ有効性評価の方法

金利スワップの特例処理および通貨スワップの振当処理の要件を満たしておりますので、決算日における有効性の評価を省略しております。

### ②退職給付に係る会計処理

未認識数理計算上の差異の未処理額に係る会計処理の方法は、連結計算書類における会計処理の方法と異なっております。

### ③消費税等の会計処理

税抜き方式によっております。

## 2. 表示方法の変更に関する注記

(損益計算書関係)

前事業年度において、特別利益の「その他」に含めて表示していた「補助金収入」は、重要性が増したため、当事業年度では区分掲記しております。なお、前事業年度の特別利益の「その他」に含まれる「補助金収入」は、224百万円であります。

前事業年度において、特別利益に区分掲記していた「固定資産売却益」は、重要性が乏しくなったため、当事業年度では特別利益の「その他」に含めて表示しております。なお、当事業年度の特別利益の「その他」に含まれる「固定資産売却益」は、4百万円であります。

前事業年度において、特別損失の「その他」に含めて表示していた「固定資産除売却損」は、重要性が増したため、当事業年度では区分掲記しております。なお、前事業年度の特別損失の「その他」に含まれる「固定資産除売却損」は、284百万円であります。



### 3. 貸借対照表に関する注記

(1) 関係会社に対する金銭債権債務

|        |           |
|--------|-----------|
| 短期金銭債権 | 35,666百万円 |
| 長期金銭債権 | 4,730百万円  |
| 短期金銭債務 | 14,472百万円 |
| 長期金銭債務 | 238百万円    |

(2) 有形固定資産の減価償却累計額 299,970百万円

(3) 担保資産および担保付債務

①担保に供している資産

|              |           |
|--------------|-----------|
| 建物および構築物     | 9,125百万円  |
| 機械装置その他の償却資産 | 20,516百万円 |
| 土地           | 29,181百万円 |
| 投資有価証券       | 320百万円    |
| 合計           | 59,142百万円 |

②担保付債務

平成28年3月31日現在、担保付債務はありません。

(4) 圧縮記帳額

①国庫補助金等の受入に伴い、有形固定資産の取得価額から控除している圧縮記帳累計額

|        |          |
|--------|----------|
| 建物     | 367百万円   |
| 構築物    | 107百万円   |
| 機械装置   | 3,723百万円 |
| 工具器具備品 | 33百万円    |

②当事業年度において、国庫補助金の受入、租税特別措置法の適用等に伴い、有形固定資産の取得価額から控除している圧縮記帳額

|        |          |
|--------|----------|
| 建物     | 136百万円   |
| 機械装置   | 1,492百万円 |
| 工具器具備品 | 30百万円    |
| 土地     | 1百万円     |

(5) 偶発債務

①下記の会社の銀行借入金につき債務保証を行っております。

|            |        |
|------------|--------|
| 青島聯合包装有限公司 | 256百万円 |
|------------|--------|

②従業員の住宅建設資金の借入金4百万円につき、三井住友信託銀行㈱に債務保証を行っております。

### 4. 損益計算書に関する注記

|                  |           |
|------------------|-----------|
| 関係会社に対する売上高      | 61,308百万円 |
| 関係会社からの仕入高       | 52,201百万円 |
| 関係会社との営業取引以外の取引高 | 2,451百万円  |

### 5. 株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の種類および株式数に関する事項

|      |             |
|------|-------------|
| 普通株式 | 23,442,127株 |
|------|-------------|

## 6. 税効果会計に関する注記

### (1) 繰延税金資産および繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

|              |           |
|--------------|-----------|
| (繰延税金資産)     |           |
| 投資有価証券等評価損   | 5,109百万円  |
| 未払賞与         | 1,083百万円  |
| 退職給付引当金      | 2,473百万円  |
| その他          | 2,052百万円  |
| 繰延税金資産小計     | 10,719百万円 |
| 評価性引当額       | △5,803百万円 |
| 繰延税金資産合計     | 4,916百万円  |
| (繰延税金負債)     |           |
| その他有価証券評価差額金 | 7,143百万円  |
| 固定資産圧縮積立金    | 2,239百万円  |
| その他          | 86百万円     |
| 繰延税金負債合計     | 9,468百万円  |
| (繰延税金負債の純額)  | 4,552百万円  |

### (2) 法人税等の税率の変更による繰延税金資産および繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」（平成28年法律第15号）および「地方税法等の一部を改正する等の法律」（平成28年法律第13号）が平成28年3月29日に国会で成立したことに伴い、当事業年度の繰延税金資産および繰延税金負債の計算（ただし、平成28年4月1日以降解消されるものに限る）に使用した法定実効税率は、前事業年度の32.1%から、回収または支払が見込まれる期間が平成28年4月1日から平成30年3月31日までのものは30.7%、平成30年4月1日以降のものについては30.4%にそれぞれ変更されております。

その結果、繰延税金負債の金額（繰延税金資産の金額を控除した金額）が277百万円減少、法人税等調整額が122百万円増加、その他有価証券評価差額金が399百万円増加しております。

## 7. リースにより使用する固定資産に関する注記

リース取引に関する会計基準適用初年度開始前の所有権移転外ファイナンス・リース取引

### (1) リース物件の取得原価相当額、減価償却累計額相当額および期末残高相当額

|     | 取得原価相当額  | 減価償却累計額相当額 | 期末残高相当額  |
|-----|----------|------------|----------|
| 建 物 | 2,069百万円 | 896百万円     | 1,172百万円 |

### (2) 未経過リース料期末残高相当額

|      |          |
|------|----------|
| 1年以内 | 87百万円    |
| 1年超  | 1,085百万円 |
| 合 計  | 1,172百万円 |

## 8. 関連当事者との取引に関する注記

| 属性  | 会社等の名称              | 議決権等の<br>所有<br>(被所有)<br>割合(%) | 関連当事者<br>との関係              | 取引内容  | 取引金額<br>(百万円) | 科目  | 期末残高<br>(百万円) |
|-----|---------------------|-------------------------------|----------------------------|-------|---------------|-----|---------------|
| 子会社 | レンゴーペーパー<br>ビジネス(株) | 直接<br>100.0                   | 当社製品の販売<br>原材料の仕入<br>役員の兼任 | 板紙の販売 | 43,499        | 売掛金 | 16,632        |

- (注) 1. 上記金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、売掛金期末残高には消費税等が含まれております。
2. レンゴーペーパービジネス(株)に対する板紙の販売は、市場価格を勘案し、交渉のうえ、取引条件を決定しております。

## 9. 1株当たり情報に関する注記

- (1) 1株当たり純資産額 524円87銭
- (2) 1株当たり当期純利益 8円59銭

## 10. その他の注記

貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書および個別注記表の記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

## 独立監査人の監査報告書

平成28年5月11日

レンゴー株式会社  
取締役会 御中

### 有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 川井 一 男 ㊞  
業 務 執 行 社 員

指定有限責任社員 公認会計士 今井 康 好 ㊞  
業 務 執 行 社 員

指定有限責任社員 公認会計士 城 戸 達 哉 ㊞  
業 務 執 行 社 員

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、レンゴー株式会社の平成27年4月1日から平成28年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

#### 連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

#### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、レンゴー株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

## 独立監査人の監査報告書

平成28年 5月11日

レンゴー株式会社  
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 川井 一 男 ㊞  
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 今井 康 好 ㊞  
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 城戸 達 哉 ㊞  
業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、レンゴー株式会社の平成27年4月1日から平成28年3月31日までの第148期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

### 計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

## 監 査 報 告 書

当監査役会は、平成27年4月1日から平成28年3月31日までの第148期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議のうえ、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
  - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
  - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
  - ③ 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
  - ④ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④ 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号ロの各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成28年5月12日

レンゴー株式会社 監査役会

常勤監査役 橋本 研 ①

常勤監査役 西井 弘明 ①

監査役 井上 育穂 ①

監査役 横山 進一 ①

監査役 石井 淳蔵 ①

(注) 監査役 井上育穂、横山進一及び石井淳蔵は、社外監査役であります。

以上

## 株主総会参考書類

### 第1号議案 取締役16名選任の件

本総会終結の時をもって、取締役全員(16名)は任期満了となりますので、取締役16名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は次のとおりであります。

なお、現に当社の取締役である各候補者の担当は、添付書類の事業報告14頁に記載のとおりであります。

| 候補者番号 | 氏名<br>(生年月日)                           | 略歴および重要な兼職の状況<br>ならびに当社における地位および担当                                                                                                                                                                                                                              | 所有する<br>当社株式数 |
|-------|----------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------|
| 1     | おお 大 坪 清<br>つば きよし<br>(昭和14年3月15日生)    | 昭和37年4月 住友商事(株)入社<br>平成4年6月 同取締役<br>平成8年6月 同常務取締役<br>平成12年4月 同代表取締役副社長<br>平成12年6月 当社代表取締役社長<br>平成26年4月 同代表取締役会長兼社長 現在に至る<br>〔選任の理由〕<br>大坪清氏は、長年にわたる経営者としての豊富な経験に基づき、当社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に向けたグループ戦略の実現を図るとともに、グループ全体の監督を適切に行うことができることから、取締役として選任をお願いするものであります。 | 137,000株      |
| 2     | まえ 前 田 盛 明<br>だ もり あき<br>(昭和25年4月12日生) | 昭和48年4月 当社入社<br>平成15年6月 同取締役<br>平成19年4月 同取締役兼常務執行役員<br>平成23年4月 同取締役兼専務執行役員<br>平成25年4月 同代表取締役兼副社長執行役員<br>現在に至る<br>〔選任の理由〕<br>前田盛明氏は、長年にわたる当社取締役としての豊富な経験に基づき、当社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に向けたグループ戦略の実現を図るとともに、グループ全体の監督を適切に行うことができることから、取締役として選任をお願いするものであります。         | 69,000株       |



| 候補者番号 | 氏名<br>(生年月日)                          | 略歴および重要な兼職の状況<br>ならびに当社における地位および担当                                                                                                                                                                                                                                           | 所有する<br>当社株式数 |
|-------|---------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------|
| 3     | はせがわ いち ろう<br>長谷川 一郎<br>(昭和29年3月20日生) | 昭和51年4月 住友商事(株)入社<br>平成14年3月 当社顧問<br>平成14年6月 同取締役<br>平成15年6月 同常務取締役<br>平成19年4月 同取締役兼専務執行役員<br>平成25年4月 同代表取締役兼副社長執行役員<br>現在に至る<br><br>〔選任の理由〕<br>長谷川一郎氏は、長年にわたる当社取締役としての豊富な経験に基づき、当社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に向けたグループ戦略の実現を図るとともに、グループ全体の監督を適切に行うことができることから、取締役として選任をお願いするものであります。 | 596,000株      |
| 4     | わか まつ みきお<br>若松 操<br>(昭和25年3月31日生)    | 昭和48年4月 当社入社<br>平成19年4月 同執行役員<br>平成21年6月 同取締役兼執行役員<br>平成23年4月 同取締役兼常務執行役員<br>平成26年4月 同取締役兼専務執行役員 現在に至る<br><br>〔選任の理由〕<br>若松操氏は、長年にわたる当社役員としての豊富な経験に基づき、当社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に向けたグループ戦略の実現を図るとともに、グループ全体の監督を適切に行うことができることから、取締役として選任をお願いするものであります。                           | 57,000株       |
| 5     | ばば やす ひろ<br>馬場 泰博<br>(昭和24年12月11日生)   | 昭和49年4月 福井化学工業(株) (現 当社) 入社<br>平成19年4月 当社執行役員<br>平成21年6月 同取締役兼執行役員<br>平成24年4月 同取締役兼常務執行役員<br>平成26年4月 同取締役兼専務執行役員 現在に至る<br><br>〔選任の理由〕<br>馬場泰博氏は、長年にわたる当社役員としての豊富な経験に基づき、当社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に向けたグループ戦略の実現を図るとともに、グループ全体の監督を適切に行うことができることから、取締役として選任をお願いするものであります。          | 54,000株       |

| 候補者<br>番号 | 氏 名<br>(生年月日)                             | 略歴および重要な兼職の状況<br>ならびに当社における地位および担当                                                                                                                                                                                                              | 所有する<br>当社株式数 |
|-----------|-------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------|
| 6         | さん べ ひろ み<br>三 部 廣 美<br>(昭和27年11月6日生)     | 昭和50年4月 当社入社<br>平成19年4月 同執行役員<br>平成21年6月 同取締役兼執行役員<br>平成23年4月 同取締役兼常務執行役員<br>平成27年4月 同取締役兼専務執行役員 現在に至る<br>〔選任の理由〕<br>三部廣美氏は、長年にわたる当社役員としての豊富な経験に基づき、当社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に向けたグループ戦略の実現を図るとともに、グループ全体の監督を適切に行うことができることから、取締役として選任をお願いするものであります。 | 52,000株       |
| 7         | いし だ しげ ちか<br>石 田 重 親<br>(昭和27年8月20日生)    | 昭和50年4月 当社入社<br>平成20年4月 同執行役員<br>平成23年6月 同取締役兼執行役員<br>平成25年4月 同取締役兼常務執行役員<br>平成27年4月 同取締役兼専務執行役員 現在に至る<br>〔選任の理由〕<br>石田重親氏は、長年にわたる当社役員としての豊富な経験に基づき、当社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に向けたグループ戦略の実現を図るとともに、グループ全体の監督を適切に行うことができることから、取締役として選任をお願いするものであります。 | 43,000株       |
| 8         | かわ もと よう すけ<br>川 本 洋 祐<br>(昭和30年5月28日生)   | 昭和53年4月 当社入社<br>平成19年4月 同執行役員<br>平成23年6月 同取締役兼執行役員<br>平成26年4月 同取締役兼常務執行役員 現在に至る<br>〔選任の理由〕<br>川本洋祐氏は、長年にわたる当社役員としての豊富な経験に基づき、当社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に向けたグループ戦略の実現を図るとともに、グループ全体の監督を適切に行うことができることから、取締役として選任をお願いするものであります。                        | 55,000株       |
| 9         | いの うえ さだ とし<br>井 上 貞 登 士<br>(昭和36年8月26日生) | 昭和60年4月 当社入社<br>平成19年4月 同執行役員<br>平成24年6月 同取締役兼執行役員<br>平成26年4月 同取締役兼常務執行役員 現在に至る<br>〔選任の理由〕<br>井上貞登士氏は、長年にわたる当社役員としての豊富な経験に基づき、当社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に向けたグループ戦略の実現を図るとともに、グループ全体の監督を適切に行うことができることから、取締役として選任をお願いするものであります。                       | 49,000株       |

| 候補者<br>番号 | 氏 名<br>(生年月日)                           | 略歴および重要な兼職の状況<br>ならびに当社における地位および担当                                                                                                                                                                            | 所有する<br>当社株式数 |
|-----------|-----------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------|
| 10        | よこ た みつ まさ<br>横 田 光 政<br>(昭和31年2月21日生)  | 昭和55年4月 当社入社<br>平成22年4月 同理事<br>平成24年4月 同執行役員<br>平成26年6月 同取締役兼執行役員 現在に至る<br>〔選任の理由〕<br>横田光政氏は、長年にわたる業務執行と豊富な経験に基づき、当社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に向けたグループ戦略の実現を図るとともに、グループ全体の監督を適切に行うことができることから、取締役として選任をお願いするものであります。 | 19,000株       |
| 11        | ほり ひろ ふみ<br>堀 博 史<br>(昭和33年5月28日生)      | 昭和56年4月 当社入社<br>平成23年4月 同理事<br>平成25年4月 同執行役員<br>平成26年6月 同取締役兼執行役員 現在に至る<br>〔選任の理由〕<br>堀博史氏は、長年にわたる業務執行と豊富な経験に基づき、当社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に向けたグループ戦略の実現を図るとともに、グループ全体の監督を適切に行うことができることから、取締役として選任をお願いするものであります。  | 39,000株       |
| 12        | おお さこ とおる<br>大 迫 享<br>(昭和34年1月28日生)     | 昭和57年4月 当社入社<br>平成24年4月 同理事<br>平成26年4月 同執行役員<br>平成26年6月 同取締役兼執行役員 現在に至る<br>〔選任の理由〕<br>大迫享氏は、長年にわたる業務執行と豊富な経験に基づき、当社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に向けたグループ戦略の実現を図るとともに、グループ全体の監督を適切に行うことができることから、取締役として選任をお願いするものであります。  | 17,000株       |
| 13        | ひら の こう いち<br>平 野 公 一<br>(昭和30年10月22日生) | 昭和54年4月 当社入社<br>平成21年4月 同理事<br>平成24年4月 同執行役員<br>平成27年6月 同取締役兼執行役員 現在に至る<br>〔選任の理由〕<br>平野公一氏は、長年にわたる業務執行と豊富な経験に基づき、当社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に向けたグループ戦略の実現を図るとともに、グループ全体の監督を適切に行うことができることから、取締役として選任をお願いするものであります。 | 22,000株       |

| 候補者番号 | 氏名<br>(生年月日)                           | 略歴および重要な兼職の状況<br>ならびに当社における地位および担当                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      | 所有する<br>当社株式数 |
|-------|----------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------|
| 14    | ほそ かわ たけし<br>細川 武<br>(昭和30年5月5日生)      | 昭和55年4月 当社入社<br>平成22年4月 同理事<br>平成24年4月 同執行役員<br>平成27年6月 同取締役兼執行役員 現在に至る<br>〔選任の理由〕<br>細川武氏は、長年にわたる業務執行と豊富な経験に基づき、当社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に向けたグループ戦略の実現を図るとともに、グループ全体の監督を適切に行うことができることから、取締役として選任をお願いするものであります。                                                                                                                                                            | 20,000株       |
| 15    | おか の ゆき お<br>岡野 幸男<br>(昭和33年11月17日生)   | 昭和57年4月 当社入社<br>平成24年4月 同理事<br>平成26年4月 同執行役員<br>平成27年6月 同取締役兼執行役員 現在に至る<br>〔選任の理由〕<br>岡野幸男氏は、長年にわたる業務執行と豊富な経験に基づき、当社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に向けたグループ戦略の実現を図るとともに、グループ全体の監督を適切に行うことができることから、取締役として選任をお願いするものであります。                                                                                                                                                           | 18,000株       |
| 16    | なか の けん じろう<br>中野 健二郎<br>(昭和22年8月13日生) | 昭和46年4月 (株)住友銀行入行<br>平成10年6月 同取締役<br>平成14年6月 (株)三井住友銀行常務執行役員<br>平成16年4月 同常務取締役兼常務執行役員<br>平成17年6月 同専務取締役兼専務執行役員<br>平成18年4月 同代表取締役兼副頭取執行役員<br>平成20年4月 同代表取締役副会長<br>平成22年6月 京阪神不動産(株)(現 京阪神ビルディング(株)) 代表取締役社長<br>現在に至る<br>平成26年6月 当社取締役 現在に至る<br>〔選任の理由〕<br>中野健二郎氏は、業務執行を行う経営陣から独立した立場にあり、経営者としての幅広い見識と豊富な経験に基づき、社外取締役として、当社経営に対して有益なご意見やご指摘をいただくため、取締役として選任をお願いするものであります。 | 0株            |

- (注) 1. 候補者 馬場泰博氏が董事長である大連聯合包装製品有限公司、大連国立包装有限公司と、当社は段ボール原紙等を販売するなどの取引関係があります。
2. 候補者 井上貞登士氏が代表取締役社長であるレンゴー・リバーウッド・パッケージング株式会社と、当社はマルチパック、マルチパックラインの周辺機器等を販売するなどの取引関係があります。
3. その他の各候補者と当社との間には特別な利害関係はありません。
4. 候補者 中野健二郎氏は、社外取締役候補者であります。

5. 中野健二郎氏の社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって2年となります。
6. 中野健二郎氏は、社外取締役として期待される役割を十分に発揮できるよう、当社との間で会社法第423条第1項の賠償責任を法令に定める限度まで限定する責任限定契約を締結しております。本議案が原案どおり承認された場合、当社は同氏との間の当該責任限定契約を継続する予定であります。
7. 中野健二郎氏は、株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員であります。本議案が原案どおり承認された場合、当社は同氏を、継続して同証券取引所に独立役員として届け出る予定であります。

## 第2号議案 監査役2名選任の件

本総会終結の時をもって、監査役 西井弘明、井上育穂の2氏は任期満了となりますので、監査役2名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は次のとおりであります。

| 候補者番号 | 氏名<br>(生年月日)                               | 略歴、地位および重要な兼職の状況                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       | 所有する<br>当社株式数 |
|-------|--------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------|
| 1     | ※<br>か がわ よし ひろ<br>香 川 義 弘<br>(昭和31年1月8日生) | 昭和54年4月 当社入社<br>平成24年4月 同理事<br>平成24年7月 同コンプライアンス推進室長兼総務部長<br>平成27年4月 同執行役員 現在に至る<br>平成28年4月 同コーポレートシステムCOO付<br>現在に至る<br><br>〔選任の理由〕<br>香川義弘氏は、長年にわたる業務執行と豊富な経験に基づき、取締役の職務執行を監査していただくため、監査役として選任をお願いするものであります。                                                                                                                          | 12,000株       |
| 2     | ※<br>むこう はら きよし<br>向 原 潔<br>(昭和27年2月11日生)  | 昭和50年4月 住友信託銀行(株)入社<br>平成18年6月 同取締役兼常務執行役員<br>平成20年6月 同代表取締役兼専務執行役員<br>平成23年4月 同代表取締役兼副社長執行役員<br>三井住友トラスト・ホールディングス(株)代表取締役副社長<br>平成24年4月 三井住友信託銀行(株)代表取締役副会長<br>三井住友トラスト・ホールディングス(株)代表取締役<br>平成27年4月 三井住友信託銀行(株)上席顧問<br>現在に至る<br><br>〔選任の理由〕<br>向原潔氏は、経営者としての幅広い見識と豊富な経験に基づき、社外監査役として、当社経営に対して有益なご意見やご指摘をいただくため、監査役として選任をお願いするものであります。 | 0株            |

- (注) 1. ※印の候補者は、新任監査役候補者であります。  
2. 各候補者と当社との間には特別な利害関係はありません。  
3. 候補者 向原潔氏は、社外監査役候補者であります。  
4. 向原潔氏は、社外監査役として期待される役割を十分に発揮できるよう、本議案が原案どおり承認された場合、当社との間で会社法第423条第1項の賠償責任を法令に定める限度まで限定する責任限定契約を締結する予定であります。  
5. 向原潔氏は、本議案が原案どおり承認された場合、株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出る予定であります。

### 第3号議案 当社株式の大規模買付行為に関する対応方針（買収防衛策）更新の件

当社は、平成25年6月27日開催の当社定時株主総会における株主の皆様のご承認を経て、「当社株式の大規模買付行為に関する対応方針（買収防衛策）」を更新いたしました。かかる対応方針については、導入後3年ごとに株主の皆様にご継続の是非をお諮りすることとされておりましたが、当社は、平成28年3月29日開催の当社取締役会において、本総会における株主の皆様のご承認が得られることを条件として、その内容を一部改定のうゑで更新することを決議いたしました（以下、かかる改定後の対応方針を「本対応方針」といいます。）。

つきましては、かかる対応方針の更新について、株主の皆様のご承認をお願いするものであります。

#### 当社株式の大規模買付行為に関する対応方針

##### 1. 本対応方針導入の目的

当社グループは、明治42年（1909年）、わが国で初めて「段ボール」を世に送り出して以来、100年以上の長きにわたり、時勢の変遷に対応して最も優れたパッケージング（包装）を提供することにより、お客様の商品の価値を高め、人びとの豊かな暮らしを支え社会に貢献し続けてまいりました。

どんなに素晴らしいものも、それを包むパッケージがなければ、その価値を世の中に届けることはできません。ゼネラル・パッケージング・インダストリー＝G P I レンゴーのつくり出す多彩なパッケージング・ソリューションの全てが、暮らしの豊かさを支え、そのイノベーションは社会的課題の解決、すなわちC S V (Creating Shared Value)へとつながっています。また、当社グループで働く者全てが、自信と誇り、そして喜びを持って協力し合いながら生き活きと働いてこそ、そこから生まれるさまざまなソリューションにも人間の心がこもり、本当の価値が宿るパッケージが生まれるものと確信しています。

さらに、リサイクルの優等生といわれ、100%リサイクル可能な地球環境に優しい包装材である段ボールを発祥とする当社は、“Less is more.”を事業活動の基本に掲げ、少資源・少エネルギーでCO2排出量が少なく、かつ高品質で付加価値の高いパッケージづくりを推進しています。

G P I レンゴーを掲げる当社グループが、製紙、段ボール、紙器、軟包装、重包装、海外の6つのコアビジネス（ヘキサゴン体制）を中心に、たゆみないイノベーションで、ますます多様化、高度化する包装ニーズに的確に応えながら、パッケージングの新たな価値を創造し続けるためには、創業以来蓄積された専門知識、経験、ノウハウのみならず、国内外の顧客、取引先、地域社会、従業員等のステークホルダーとの緊密なコミュニケーションを通じて築き上げた信頼の絆こそが大切であり、これらが毀損されることを未然に防ぐことが、当社グループの中長期的な企業価値の向上に資するものと考えます。

こうした中、わが国の経営環境等の変化を背景に、今後、株主・投資家等に十分な情報開示がなされることなく、突如として当社株式に対する大規模買付行為が強行されることも予想されます。

当社取締役会は、大規模買付行為（２．に定義されます。以下同じ。）を受け入れるか否かの判断は、最終的には当社株主の皆様への判断に委ねられるべきものであると考えております。しかしながら、大規模買付行為の中には、その目的等から企業価値ひいては株主共同の利益に対して明白な侵害をもたらすもの、株主の皆様へ株式の売却を事実上強要するおそれがあるもの、対象会社の取締役会や株主が大規模買付行為の内容等を検討し、代替案を提案するための十分な時間や情報を提供しないもの、大規模買付者（２．に定義されます。以下同じ。）の提示した条件よりも有利な条件を引き出すために大規模買付者との交渉を必要とするもの等、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資さないものも少なくありません。また、前述のような当社の経営の特質を考慮すると、大規模買付行為が当社ならびに当社のステークホルダーに与える影響や大規模買付者の経営方針や事業計画等によっては、当社の企業価値ひいては株主共同の利益が損なわれる可能性も否定できません。

したがって、当社は、このような当社の企業価値・株主共同の利益に資さない大規模買付行為を行う者は、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者として不適切であると考えております。そこで、当社は、こうした不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止し、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に反する大規模買付行為を抑止するとともに、大規模買付行為が行われる際に、当社取締役会が株主の皆様へ代替案を提案したり、あるいは株主の皆様がかかる大規模買付行為に応じるべきか否かを判断するために必要な情報や時間を確保すること、株主の皆様のために交渉を行うこと等を可能にすることを目的として、以下のとおり、本対応方針に基づき定める大規模買付行為に関するルール（以下、「大規模買付ルール」といいます。）を改定することといたしました。

## 2. 大規模買付ルールの内容

大規模買付ルールとは、①大規模買付者が事前に当社取締役会に対して必要かつ十分な情報を提供し、②それに基づき当社取締役会が当該大規模買付行為について評価・検討を行うための期間を設け、かかる期間が経過した後に限り大規模買付行為が開始される、というものです。

なお、「大規模買付行為」とは、特定株主グループ（注1）の議決権割合（注2）を20%以上とすることを目的とする当社株券等（注3）の買付行為（買付け等その他の取得、買付け等その他の取得の申込みまたは売付け等その他の処分の申込みの勧誘を含みます。以下同じとします。）もしくは結果として特定株主グループの議決権割合が20%以上となるような当社株券等の買付行為またはこれらに類似する行為（いずれも事前に当社取締役会が同意したものを除き、また市場取引、公開買付け等の具体



的な方法の如何を問いません。)をいい、また、「大規模買付者」とは、大規模買付行為を行おうとする者をいうものとします。

大規模買付ルールの概要は、以下のとおりです。

#### (1) 大規模買付情報の提供

大規模買付者には、大規模買付行為に先立ち、当社取締役会に対し、株主の皆様  
の判断および当社取締役会の評価・検討のために必要かつ十分な情報（以下、「大規模買付情報」といいます。）を日本語で提供していただきます。なお、大規模買付情報の項目の一部は、＜別紙1＞に記載のとおりです。

大規模買付情報の具体的内容は、大規模買付行為の内容および態様等によって異なり得るため、大規模買付者が大規模買付行為を行おうとする場合には、まず当社取締役会宛に、大規模買付ルールに従って大規模買付行為を行う旨の法的拘束力のある書面（大規模買付者の代表者による署名または記名押印のなされたもの。）および当該署名または押印を行った代表者の資格証明書（以下これらをあわせて「意向表明書」といいます。）を日本語でご提出いただくこととします。意向表明書には、①大規模買付者の名称および住所、②設立準拠法、③代表者の氏名、④国内連絡先、⑤提案する大規模買付行為の概要、⑥大規模買付者が現に保有する当社株券等の数および今後取得予定の当社株券等の数、⑦特定株主グループに該当する者のリスト、ならびに⑧大規模買付ルールに従う旨の誓約（条件または留保等が付されていないものとします。）等を記載していただきます。

この意向表明書の受領後10営業日（初日不算入）以内に、当社取締役会は、当初提出していただくべき大規模買付情報のリストを大規模買付者に交付します。なお、当初提出していただいた情報のみでは大規模買付情報として不足していると考えられる場合には、追加的に情報を提供していただくことがあります。当社は、大規模買付者による大規模買付情報の提供が完了したと当社取締役会が判断したときには、その旨を大規模買付者に通知（以下、「情報提供完了通知」といいます。）するとともに、開示いたします。

また、意向表明書および当社取締役会に提出された大規模買付情報は、直ちに、当社取締役会から後述の独立委員会に対し提供されるほか、株主の皆様のため  
のために必要であると認められる場合には、当社取締役会が適切と判断した時点で、その全部または一部を開示いたします。

#### (2) 当社取締役会による評価・検討

当社取締役会は、情報提供完了通知を行った日を起算日として、原則として90日間を、当社取締役会による評価・検討、意見形成および代替案立案のための期間（以下、「取締役会評価期間」といいます。なお、延長された場合には、延長後の期間とします。）として確保し、大規模買付行為は、取締役会評価期間が経過し、当社取締役会が対抗措置を発動しない旨決定するまで開始されてはならないものとします。

取締役会評価期間中、当社取締役会は、適宜必要に応じて外部専門家等の助言を受けながら、提供された大規模買付情報を十分に評価・検討し、当社取締役会としての意見を取りまとめ、開示します。また、必要に応じて、当社取締役会として株主の皆様へ、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を向上させるための代替案を提示することもあります。

ただし、当社取締役会は、取締役会評価期間中に取締役会としての意見を形成するに至らない場合には、合理的な範囲内（原則として、30日を上限とします。）で取締役会評価期間を延長することができるものとします。なお、当社取締役会は、かかる延長を決定した場合には、速やかにその旨ならびに延長の期間および理由を開示いたします。

### 3. 大規模買付行為がなされた場合の対応方針

#### (1) 大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しない場合

大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しない場合であり、かつ、対抗措置をとることが相当であると認められる場合（以下、「発動事由(1)」といいます。）には、具体的な大規模買付行為の方法の如何にかかわらず、当社取締役会は、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を守ることを目的として、新株予約権の無償割当て等、会社法その他の法令および当社定款が当社取締役会の権限として認める措置（以下、「対抗措置」といいます。）等を取り、大規模買付行為に対抗する場合等があります。

具体的な対抗措置については、当社取締役会がその時点で相当と判断したものを選択することになります。なお、具体的な対抗措置として新株予約権無償割当てを行う場合の概要は、＜別紙2＞に記載のとおりであり、対抗措置としての効果を勘案した行使期間、行使条件および取得条項などを設けることがあります。

#### (2) 大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合

大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合には、当社取締役会は、仮に当該大規模買付行為に反対であったとしても、原則として、反対意見の表明、代替案の提示、株主の皆様の意思確認やその説得等を行うにとどめ、当該大規模買付行為に対する対抗措置はとりません。大規模買付者の買付提案に応じるか否かは、株主の皆様において、当該買付提案の内容およびそれに対する当社取締役会の意見、代替案等をご考慮のうえ、ご判断いただくこととなります。

ただし、大規模買付ルールが遵守されている場合であっても、当該大規模買付行為が、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすおそれがある場合であり、かつ、対抗措置をとることが相当であると認められる場合（以下、「発動事由(2)」といい、発動事由(1)と併せて「発動事由」と総称します。）には、当社取締役会は、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を守ることを目的として、対抗措置をとることがあります。具体的には、以下のいずれかに該当すると認められる場合には、原則として、大規模買付行為が当社の企業価値ひいては株

主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすおそれがある場合に該当するものと考えます。

- ①大規模買付者が真に当社の会社経営に参画する意思がないにもかかわらず、ただ株価をつり上げて高値で当社の株券等を当社および当社関係者に引き取らせる目的で、当社の株券等の取得を行っているまたは行おうとしている者(いわゆるグリーンメイラー)であると判断される場合
- ②当社の会社経営を一時的に支配して当社または当社グループ会社の事業経営上必要な知的財産権、ノウハウ、企業秘密情報、主要顧客や取引先を当該大規模買付者またはそのグループ会社等に移転させる目的で、当社の株券等の取得を行っているとは判断される場合
- ③当社の会社経営を支配した後に、当社または当社グループ会社の資産を当該大規模買付者またはそのグループ会社等の債務の担保や弁済原資として流用する目的で、当社の株券等の取得を行っているとは判断される場合
- ④当社の会社経営を一時的に支配して、当社または当社グループ会社の不動産、有価証券等の高額資産等を売却等により処分させ、その処分利益をもって一時的に高配当をさせるか、あるいはかかる一時的に高配当による株価の急上昇の機会を狙って当社の株券等の高値売り抜けをする目的で、当社の株券等の取得を行っているとは判断される場合
- ⑤大規模買付者の提案する当社の株券等の買付方法が、強圧的二段階買収(最初の買付けで全株式の買付けを勧誘することなく、二段階目の買付条件を不利に設定し、あるいは明確にしないで、公開買付け等を行うこと。)等、当社株主の判断の機会または自由を制約し、事実上、当社株主に当社の株券等の売却を強要するおそれがあると判断される場合(ただし、部分的公開買付けであることをもって当然にこれに該当するものではありません。)
- ⑥大規模買付者の提案する当社の株券等の買付条件(買付対価の価額、種類、内容、時期、方法、違法性の有無、実現可能性を含みますがこれらに限りません。)が、当社の本源的価値に照らして不十分または不適当なものであると合理的な根拠をもって判断される場合
- ⑦大規模買付者による支配権取得により、当社株主はもとより、顧客、取引先、地域社会、従業員等のステークホルダーとの関係を損なうこと等により当社の企業価値ひいては株主共同の利益に反する重大なおそれをもたらすものであると合理的な根拠をもって判断される場合
- ⑧大規模買付者が反社会的勢力であるなど公序良俗の観点から当社の支配株主として不適切であると合理的な根拠をもって判断される場合

#### 4. 本対応方針の合理性および公正性を担保するための制度および手続

##### (1) 独立委員会の設置

本対応方針において、大規模買付行為が発動事由に該当するか否か、および大規模買付行為に対し一定の対抗措置をとるか否か等については、当社取締役会が最終的な判断を行います。その判断の合理性および公正性を担保するために、当社は、当社取締役会から独立した組織として、独立委員会を設置します。独立委員会の委員は、3名以上とし、社外取締役、社外監査役、弁護士、公認会計士、税理士、学識経験者、投資銀行業務または会社の経営に精通している社外有識者等の中から選任されるものとします。なお、本対応方針の更新時における独立委員会の各委員の略歴につきましては、〈別紙3〉をご参照ください。

## (2) 独立委員会における手続

当社取締役会においては、大規模買付行為に関する判断の合理性および公正性を担保するために、以下の手続を経ることとします。

まず、当社取締役会は、対抗措置の発動に先立ち、独立委員会に対して対抗措置の発動の是非について諮問し、独立委員会は、この諮問に基づき、大規模買付行為が発動事由に該当するか否かを判断し、当社取締役会に対して対抗措置の発動の是非について勧告を行います。また、当社取締役会は、対抗措置の発動以外であっても、その判断の合理性や公正性を担保するために必要と認める事項があれば、独立委員会に諮問することができ、独立委員会は、この諮問に基づき、勧告を行うことがあります。当社取締役会は、これらの独立委員会の勧告を最大限尊重するものいたします。

なお、当社取締役会は、独立委員会から上記勧告のほか、大規模買付者の提供する大規模買付情報に基づき、必要に応じて外部専門家等の助言を得ながら、大規模買付行為が発動事由に該当するか否かを判断し、最終的に対抗措置の発動の是非を決定するものとします。

また、当社取締役会は、①独立委員会が対抗措置の発動等に関して、株主総会の承認を得るべき旨の留保を付して勧告を行った場合、または、②大規模買付行為による当社の企業価値ひいては株主共同の利益に対する侵害が認められるか否かが問題となっており、かつ、当社取締役会が善管注意義務に照らし株主の意思を確認することが適切と判断する場合には、株主総会（以下「株主意思確認総会」といいます。）を招集し、対抗措置の発動その他当該大規模買付行為に関する株主の皆様の意思を確認することができるものとします。株主意思確認総会を開催する場合には、当社取締役会は、株主意思確認総会の決議に従い、対抗措置の発動等に関する決議を行うものとします。

## (3) 対抗措置の中止または撤回

当社取締役会が上記(2)記載の手続に従って対抗措置を発動した場合であっても、①大規模買付者が大規模買付行為を中止もしくは撤回した場合、または、②対抗措置を発動するか否かの判断の前提となった事実関係等に変動が生じ、かつ、当社の企業価値ひいては株主共同の利益の確保または向上という観点から発動した対抗措置を維持することが相当でない可能性が生じた場合には、当社取締役会は、当該対

抗措置を維持することの是非について、具体的事情を提示したうえで、改めて独立委員会に諮問するとともに、必要に応じて外部専門家等の助言を得ながら、発動した対抗措置の中止または撤回を検討するものとします。独立委員会は、当該諮問に基づき、当該対抗措置を維持することの是非について検討し、当社取締役会に対して勧告を行います。当社取締役会は、対抗措置を維持するか否かの判断に際し、独立委員会の勧告を最大限尊重するものとします。

上記独立委員会の勧告を踏まえた結果、当社取締役会が当社の企業価値ひいては株主共同の利益の確保または向上という観点から対抗措置を維持することが相当でないと最終的に判断するに至った場合には、当社取締役会は、発動した対抗措置を中止または撤回するものとします。

## 5. 株主および投資家の皆様に与える影響等

### (1) 本対応方針の更新時に株主および投資家の皆様に与える影響

本対応方針の更新時には、新株予約権無償割当て等はありません。したがって、株主および投資家の皆様の権利および経済的利益に直接具体的な影響を与えることはありません。

### (2) 対抗措置発動時に株主および投資家の皆様に与える影響

当社取締役会は、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を守ることを目的として、上記の対抗措置をとることがありますが、当社取締役会が具体的な対抗措置をとることを決定した場合には、適用ある法令、金融商品取引所規則等に従って、適時適切な開示を行います。

対抗措置の発動時には、株主の皆様が法的権利または経済的側面において格別の損失を被るような事態は想定しておりません。ただし、大規模買付者については、結果的に、その法的権利または経済的側面において不利益が発生する可能性があります。本対応方針の開示は、大規模買付者が大規模買付ルールに違反して大規模買付行為を行うことがないように予め注意を喚起するものです。

なお、当社は、対抗措置として新株予約権の無償割当ての決議を行い、新株予約権の割当てを受ける株主の皆様が確定した後であっても、効力発生日の前日までの間に新株予約権の無償割当てを中止し、または新株予約権の無償割当ての効力発生日以降行使期間開始日前日までに無償にて新株予約権を取得することがあります。これらの場合には、当社株式1株あたりの価値の希釈化は生じないことから、当社株式1株あたりの価値の希釈化が生じることを前提にして売買を行った株主または投資家の皆様は、株価の変動により相応の損害を被る可能性があります。

### (3) 対抗措置発動に伴って株主の皆様に必要な手続

当社取締役会が対抗措置の発動を決定し、新株予約権無償割当てを行う場合、当該決定に際して割当期日を定め、これを公告いたします。また、新株予約権の行使に際しては、株主の皆様には、新株を取得するために、当社の書式による一定の誓約書をご提出いただいたうえ、所定の期間内に一定の金額の払込みを行っていただ

く必要があります。ただし、当社は、当社取締役会が新株予約権を取得する旨の決定をした場合、法定の手續に従い、当該決定において定めた日をもって新株予約権を取得し、その対価として当社普通株式を交付することがあり、この場合、株主の皆様（大規模買付者等を除きます。）は、原則として、新株予約権を行使するための財産の出資を行うことなく、当社による当該新株予約権の取得の対価として当社普通株式を受領することになります。これらの手續の詳細については、実際にこれらの手續が必要となった際に、適用ある法令および金融商品取引所規則に基づき別途お知らせします。

## 6. その他

本対応方針の有効期間は、本定時株主総会終結後3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとし、当社において、本対応方針の更新を希望する場合には、本対応方針の有効期間の満了に先立ち、かかる更新について、定時株主総会の議案として上程することにより、直接、株主の皆様に対し、本対応方針の更新について、お諮りしてまいります（サンセット条項）。なお、有効期間の満了前であっても、当社取締役会において本対応方針を廃止する旨の決議が行われた場合には、本対応方針は、当該決議に従い廃止されるものとします。

また、当社取締役会においては、今後の司法判断の動向および金融商品取引所その他の公的機関の対応等、ならびに、会社法、金融商品取引法または各金融商品取引所の上場規則等の改正、その他の法令等の制定・改廃にも引き続き注視して、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保しまたは向上させるとの観点から、必要に応じて本対応方針の見直し、または本対応方針に代わる別途の対応方針の導入も含め、適切な措置を適宜講じてまいります所存です。

(注1) 特定株主グループとは、当社の株券等（金融商品取引法第27条の23第1項に規定する株券等をいいます。）の保有者（同法第27条の23第1項に規定する保有者、同条第3項に基づき保有者に含まれる者および当社取締役会がこれらに該当すると認めた者を含みます。）およびその共同保有者（同法第27条の23第5項に規定する共同保有者、同条第6項に基づき共同保有者とみなされる者および当社取締役会がこれらに該当すると認めた者を含みます。）ならびに当社の株券等（同法第27条の2第1項に規定する株券等をいいます。）の買付け等（同法第27条の2第1項に規定する買付け等をいい、取引所金融商品市場において行われるものを含みます。）を行う者およびその特別関係者（同法第27条の2第7項に規定する特別関係者および当社取締役会がこれに該当すると認めた者を含みます。）を意味します。

(注2) 議決権割合とは、特定株主グループの具体的な大規模買付行為の方法に応じて、  
(i) 特定株主グループが当社の株券等（金融商品取引法第27条の23第1項に規定する株券等をいいます。）の保有者およびその共同保有者である場合の当該



保有者の株券等保有割合（同法第27条の23第4項に規定する株券等保有割合をいいます。この場合においては、当該保有者の共同保有者の保有株券等の数（同項に規定する保有株券等の数をいいます。）も計算上考慮されます。）または（ii）特定株主グループが当社の株券等（同法第27条の2第1項に規定する株券等をいいます。）の大規模買付者およびその特別関係者である場合の当該大規模買付者および当該特別関係者の株券等所有割合（同法第27条の2第8項に規定する株券等所有割合をいいます。）の合計をいいます。株券等保有割合および株券等所有割合の算出にあたっては、当社は、その合理的な裁量において、適宜、大量保有報告書、公開買付届出書、有価証券報告書、四半期報告書、自己株券買付状況報告書等に依拠できるものとします。

（注3）株券等とは、金融商品取引法第27条の23第1項または同法第27条の2第1項に規定する株券等を意味します。

以 上

大規模買付情報

- ①大規模買付者およびそのグループ（共同保有者、特別関係者および（ファンドの場合は）各組合員その他の構成員を含む。）の概要（具体的名称、資本構成、財務内容、過去の類似取引に関する情報を含む。）
- ②大規模買付行為の目的、方法および内容（買付対価の価額・種類、買付けの時期、買付方法の適法性・実現可能性、関連取引の仕組みを含む。）
- ③大規模買付行為に際しての特定株主グループまたは第三者との間における意思連絡の有無および意思連絡が存する場合にはその内容
- ④買付対価の算定根拠および買付資金の裏付け（買付資金の提供者（実質的提供者を含む。）の具体的名称、調達方法、資金調達の前提条件その他の条件、担保設定契約その他資金調達に関連する契約または取引の内容を含む。）
- ⑤既に保有する当社株券等に関する担保設定状況および今後買い付ける当社株券等に関する担保設定の予定（予定している担保設定の方法および内容を含む。）
- ⑥大規模買付行為完了後に意図する当社および当社グループの経営方針、事業計画および配当・資本政策
- ⑦当社および当社グループの顧客、取引先、従業員、地域社会等のステークホルダーと当社および当社グループとの関係に関し、大規模買付行為完了後に予定する変更の有無および変更する場合にはその内容
- ⑧当社の他の株主との間の利益相反がある場合には、それを回避するための具体的方策
- ⑨反社会的勢力との関係に関する情報
- ⑩その他当社取締役会等が合理的に必要と判断する情報

以 上



<別紙 2 >

新株予約権無償割当ての概要

1. 新株予約権の割当ての対象となる株主およびその割当方法

当社取締役会で定める割当日における最終の株主名簿に記録された株主に対し、その所有株式（ただし、当社の有する当社株式を除く。）1株につき1個の割合で割り当てる。

2. 新株予約権の目的となる株式の種類および数

新株予約権の目的となる株式の種類は当社普通株式とし、新株予約権1個あたりの目的となる株式の数は1株とする。また、当社が株式分割または株式併合その他を行う場合は、所要の調整を行うものとする。

3. 株主に割り当てる新株予約権の総数

割当日における当社の発行済株式数（ただし、同時点において当社の有する当社株式の数を除く。）を上限とする。

4. 各新株予約権の行使に際して出資される財産およびその価額

各新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は1株あたり1円以上で当社取締役会が定める額とする。

5. 新株予約権の譲渡制限

新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要するものとする。

6. 新株予約権の行使条件

大規模買付者、その共同保有者およびその特別関係者、これらの者から新株予約権を当社取締役会の承認を得ることなく譲受けまたは承継した者、これらの者の関連者（親会社、子会社、兄弟会社および協調して行動する者として取締役会が認めた者を含む。以下、本項に基づき新株予約権を行使することができない者を総称して「非適格者」という。）は、一定の例外的事由（注）が存する場合を除き、新株予約権を行使できない。

7. 取得条項

当社取締役会が別途定める日の到来をもって、新株予約権者（ただし、非適格者を除く。）に対して、当社が新株予約権を取得するのと引換えに、新株予約権1個あたり当社普通株式1株を上限として交付することができるものとする。

また、行使期間開始日前日までの当社取締役会が別途定める日の到来をもって、当社が新株予約権を無償で取得することができるものとする。

8. 新株予約権の行使期間等

新株予約権の行使期間その他必要な事項については、当社取締役会において別途定めるものとする。

9. 本概要は、実際に対抗措置の発動として新株予約権無償割当てを決議する取締役会において変更され得るものとする。

(注) 具体的には、(x) 大規模買付者が新株予約権無償割当ての決議後に大規模買付行為を中止もしくは撤回または爾後大規模買付行為を実施しないことを誓約するとともに、大規模買付者その他の非適格者が当社が認める証券会社に委託をして当社株式を処分した場合で、かつ、(y) 特定株主グループの議決権割合（ただし、議決権割合の計算にあたっては、特定株主グループ以外の非適格者についても特定株主グループとみなして算定を行うものとし、また、非適格者の保有する新株予約権のうち行使条件が充足されていないものは除外して算定するものとする。）として当社取締役会が認めた割合（以下「非適格者議決権割合」という。）が、(i) 当該大規模買付行為の前における非適格者議決権割合または(ii) 20%のいずれか低い方を下回っている場合は、当該処分を行った大規模買付者その他の非適格者は、当該処分がなされた株式の数に相当する株式の数を目的とする新株予約権につき、当該下回る割合の範囲内で行使することができることが定められることが予定されている。なお、かかる非適格者による本新株予約権の行使の条件および手続等の詳細については、別途当社取締役会が定めるものとする。

以上

<別紙3>

### 独立委員会の委員の略歴

本対応方針の更新時の独立委員会の委員は、以下の3名を予定しております。  
なお、略歴につきましては、平成28年5月13日現在で記載しております。

辻本 健二（つじもと けんじ）

#### 【略歴】

昭和22年生まれ  
昭和45年3月 神戸大学経済学部卒  
昭和45年4月 生産性関西地方本部（現（公財）関西生産性本部）入局  
平成9年3月 同理事就任  
平成13年5月 同専務理事就任  
平成18年6月 当社監査役就任  
平成26年6月 同監査役退任

※辻本健二氏と当社との間には、特別な利害関係はありません。

田端 晃（たばた あきら）

#### 【略歴】

昭和34年生まれ  
昭和56年3月 慶應義塾大学法学部卒  
平成4年4月 弁護士登録  
平成10年4月 田端法律事務所開設  
（平成14年に弁護士法人田端綜合法律事務所へ組織変更し、現在に至る）

※田端晃氏と当社との間には、特別な利害関係はありません。

藤野 正純（ふじの ただずみ）

#### 【略歴】

昭和28年生まれ  
昭和51年3月 大阪市立大学商学部卒  
昭和56年3月 公認会計士登録  
公認会計士藤野正純事務所開設 現在に至る  
昭和56年6月 税理士登録  
税理士藤野正純事務所開設 現在に至る

※藤野正純氏と当社との間には、特別な利害関係はありません。

以 上

## インターネット等により議決権を行使される場合のお手続きについて

インターネット等により議決権を行使される場合は、下記事項をご了承のうえ、行使していただきますよう、お願い申し上げます。

### 記

1. インターネットによる議決権行使は、当社の指定する以下の議決権行使サイトをパソコンまたは携帯電話を用いてご利用いただくことによるのみ可能です。

【議決権行使サイト】 <http://www.web54.net>

2. インターネットにより議決権を行使される場合は、同封の議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」および「パスワード」をご利用のうえ、画面の案内に従って、議案の賛否をご入力ください。
3. インターネットによる議決権行使期限は、平成28年6月28日（火曜日）午後5時までといたしますが、議決権行使結果の集計の都合上、お早めに行使されるようお願い申し上げます。
4. 議決権行使書の郵送とインターネット等により重複して議決権を行使された場合は、インターネット等による議決権行使を有効とさせていただきます。
5. インターネット等によって議決権を複数回行使された場合は、最後の議決権行使を有効とさせていただきます。
6. 議決権行使サイトをご利用いただく際のプロバイダへの接続料金および通信事業者への通信料金（電話料金等）は、株主様のご負担となります。

以 上

### 〔インターネットによる議決権行使のためのシステム環境について〕

インターネットにより議決権を行使される場合は、お使いのシステムについて以下の点をご確認ください。

#### ①パソコンを用いて議決権を行使される場合

画面の解像度が横800×縦600ドット（SVGA）以上で、インターネット閲覧ソフト（ブラウザ）のMicrosoft® Internet Explorer 5.01 SP2以降を、PDF閲覧ソフトのAdobe® Acrobat® Reader® 4.0以降またはAdobe® Reader® 6.0以降を、それぞれ使用できること。

#### ②携帯電話を用いて議決権を行使される場合

「iモード」「EZweb」「Yahoo!ケータイ」のいずれかが利用でき、また128bit SSL通信（暗号化通信）が可能な機種であること。

〔インターネットによる議決権行使に関するお問い合わせ〕

インターネットによる議決権行使に関してご不明な点がございましたら、以下にお問い合わせくださいますよう、お願い申し上げます。

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル

フリーダイヤル 0120-652-031（受付時間 午前9時～午後9時）

〔機関投資家の皆様へ〕

機関投資家の皆様には、当社株主総会におけるインターネット等による議決権行使の方法として、株式会社ICJの運営する議決権電子行使プラットフォームをご利用いただくことができます。

メ モ

A series of horizontal dashed lines for writing.

メ モ

-----

-----

-----

-----

-----

-----

-----

-----

-----

-----

-----

-----

-----

-----

-----

-----

-----

-----

-----

-----

-----

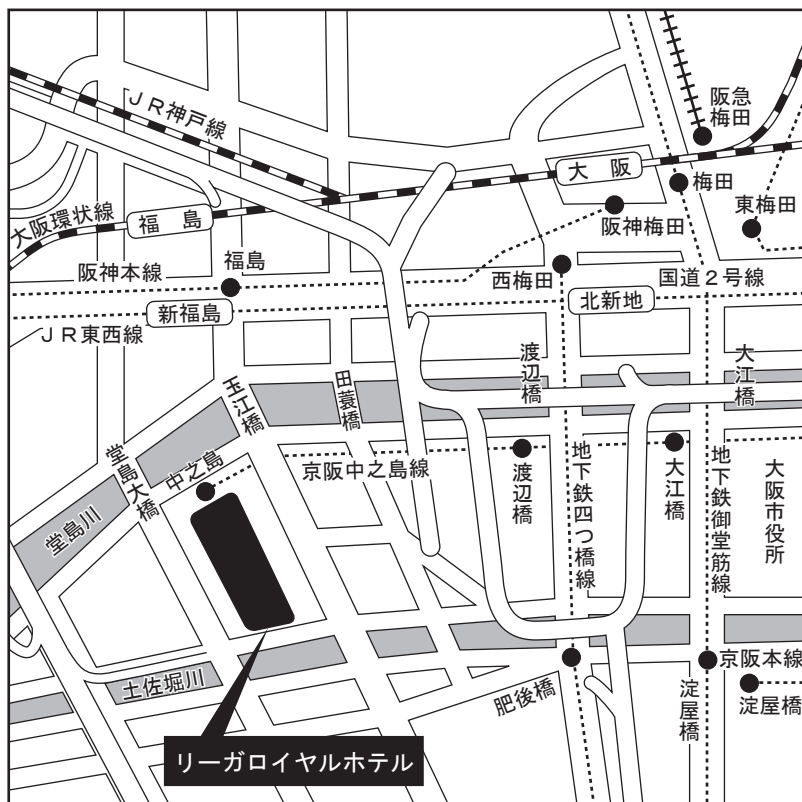
-----

-----

## 株主総会会場ご案内略図

大阪市北区中之島五丁目3番68号 リーガロイヤルホテル2階「山楽の間」

電話(06)6448-1121(代表)



京阪中之島線「中之島」駅直結

JR東西線「新福島」駅より徒歩約8分

阪神本線「福島」駅より徒歩約8分

※上記のほか、リーガロイヤルホテルのシャトルバス(大阪駅から約10分)もございますが、当日は大変混雑することが予想されますので、上記公共交通機関のご利用をおすすめいたします。

### 期末配当金についてのお知らせ

第148期の期末配当金につきましては、平成28年5月13日開催の当社取締役会において、1株につき6円、支払開始日は平成28年6月30日と決定しましたので、お知らせ申し上げます。

これにより、中間配当金を加えました通期の配当金は1株につき12円となります。